



川上村公共施設等総合管理計画



平成29年3月策定
(令和3年3月改訂)

川 上 村

川上村公共施設等総合管理計画：目次

第 1 章 公共施設等総合管理計画について	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第 2 章 川上村について	3
1 概 況	3
2 沿 革	3
第 3 章 本村を取り巻く社会的状況	4
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	7
2 財政状況	9
(1) 歳入の状況	9
(2) 歳出の状況	10
(3) 歳出決算額の性質別内訳	11
(4) 投資的経費と地方債残高	11
(5) 有形固定資産減価償却率	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第 4 章 公共施設等の現況及び将来の見通し	13
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	13
(1) 公共建築物の保有状況	13
(2) 築年別整備状況	14
(3) 耐震化実施状況	15
2 インフラ施設の状況	16
(1) インフラ施設の現状	16
3 将来の更新費用の推計（総務省提供ソフト活用）	20
(1) 試算の方法	20
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	21
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	22
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	23
(5) 人口減少による将来負担コスト増	28

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
1 計画期間	29
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	30
3 現状や課題に関する基本認識	31
4 公共施設等の管理の数値目標	31
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	31
(2) インフラ施設	32
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
(1) 点検・診断等の実施方針	33
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	33
(3) 安全確保の実施方針	33
(4) 耐震化の実施方針	34
(5) 長寿命化の実施方針	34
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	34
(7) 統合や廃止の推進方針	35
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	35
6 P D C A サイクルの推進	35
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	36
1 主な施設類型ごとの方向性	36
(1) 文化系施設	37
(2) スポーツ・レクリエーション系施設	38
(3) 産業系施設	39
(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	40
(5) 保健・福祉施設、医療施設	41
(6) 行政系施設	42
(7) 村営住宅	43
(8) その他	44
(9) インフラ施設	45

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その流れにより総務省が平成 26（2014）年 4 月に各地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

川上村においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障に係る経費の増大などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、川上村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

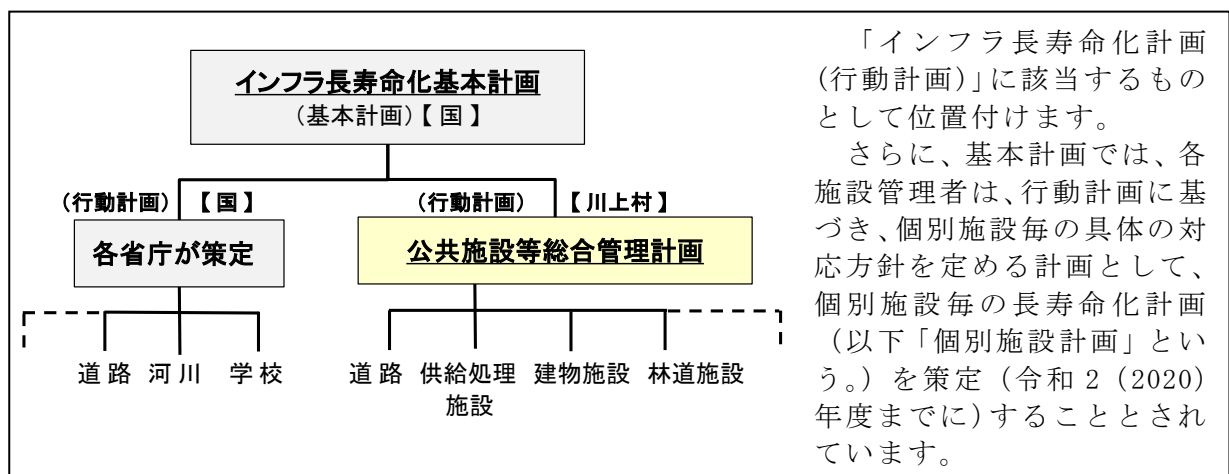
今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

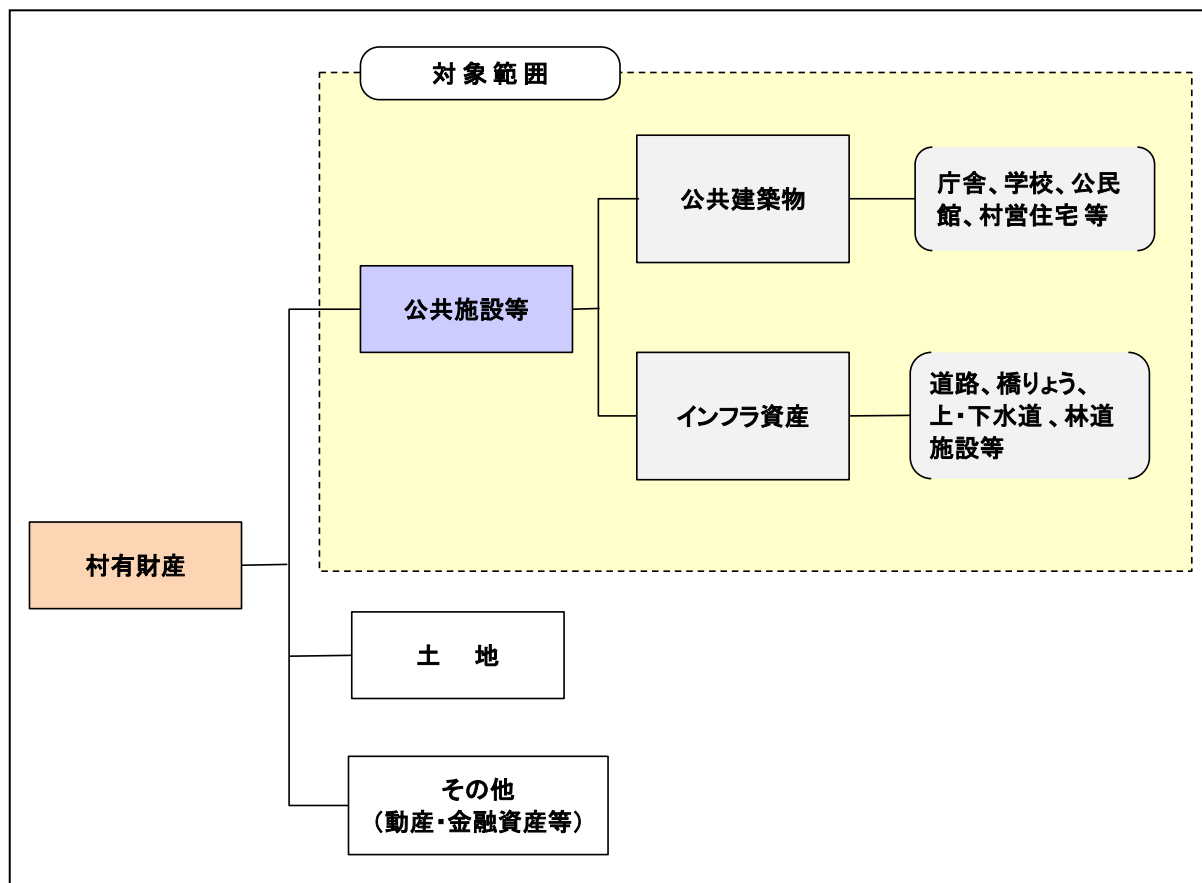
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・村営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道、林道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 川上村について

1 概 況



本村は、長野県の東端に位置し、209.61 ㎢の面積を有します。西は南牧村、北は南相木村と群馬県上野村、東は埼玉県秩父市、南は山梨県北杜市・甲府市・山梨市と隣接しています。

関東山地の山林・原野が大半を占め、村の中心を東から西に流れる千曲川沿いに形成された丘陸地に集落が形成されています。村全体が標高 1,000m 以上に位置する高原地帯で、レタスをはじめとする高原野菜の産地として知られています。

2 沿 革

川上村では約 2 万年前の旧石器時代から人々が訪れ生活をはじめ、縄文時代になると大深山をはじめ村内各地で人々が生活するようになります。弥生時代以降は人々もこの地を離れていくようになりますが、平安時代には再び生活するようになります。時代が流れ、金峰山が修験道の山として信仰を集め、川端下、梓山から金が産出することが知られるに至り、一つの隆盛を築きました。そして江戸時代には天領として治められ、十文字峠や三国峠を介して人々が行き交い情報の流れがありました。

近代に移り、明治 22 (1889) 年の町村制施行により 9 村が合併し、現在の川上村が発足しました。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

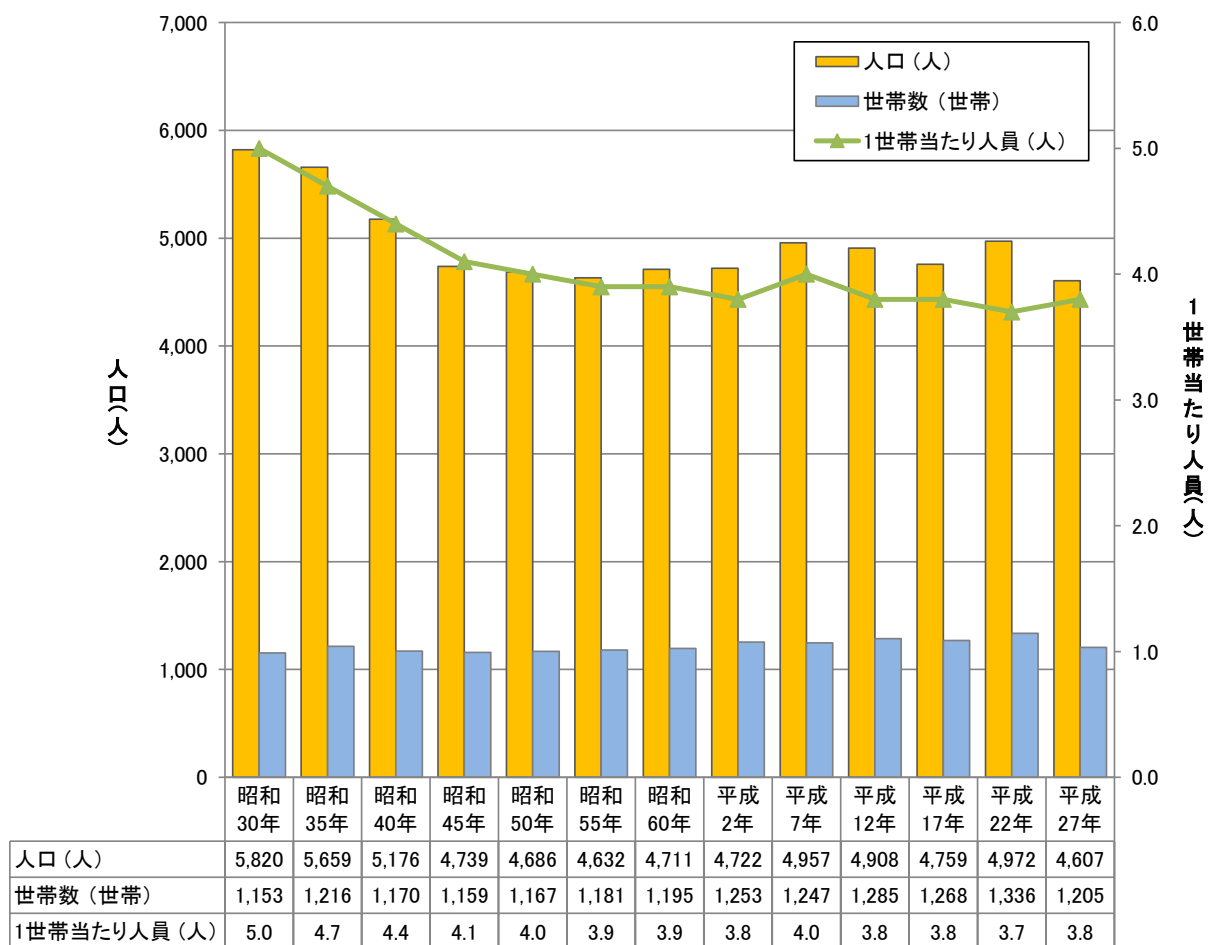
1 人口の動向及び将来の見通し

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和30(1955)年の人口は、5,820人で、昭和55(1980)年にかけて減少し4,632人となりました。その後、昭和60(1985)年からは増加傾向が続いていましたが、平成27(2015)年には4,607人と減少に転じ、60年間に1,213人、率で20.8%減少しています。

世帯数は、昭和30(1955)年の1,153世帯、平成27(2015)年は1,205世帯で緩やかに増加し続けているのに対し、1世帯あたりの人員は、昭和30(1955)年の5.0人から年々減少し、平成27(2015)年には3.8人となっており、核家族化や少子化の背景にある未婚化、晩婚化の影響や、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行が窺えます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



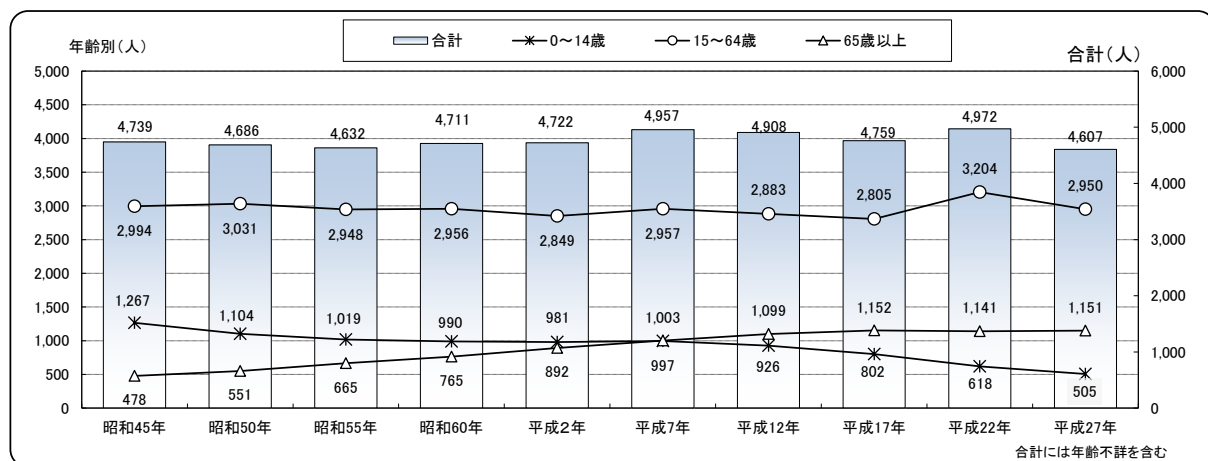
(2) 年齢階層別人口

平成 7 (1995) 年から平成 27 (2015) 年にかけての年齢階層別人口の推移 (図表 3-2) をみると、年少人口 (0~14 歳) は一貫して減少し、20 年間で 492 人 (49.3%) 減少しているのに対し、老年人口 (65 歳以上) は 20 年間で 148 人 (14.8%) 増加しており、老年人口と年少人口は平成 7 (1995) 年に逆転が生じました。生産年齢人口 (15~64 歳) は 20 年間で 7 人 (0.2%) 減少しています。

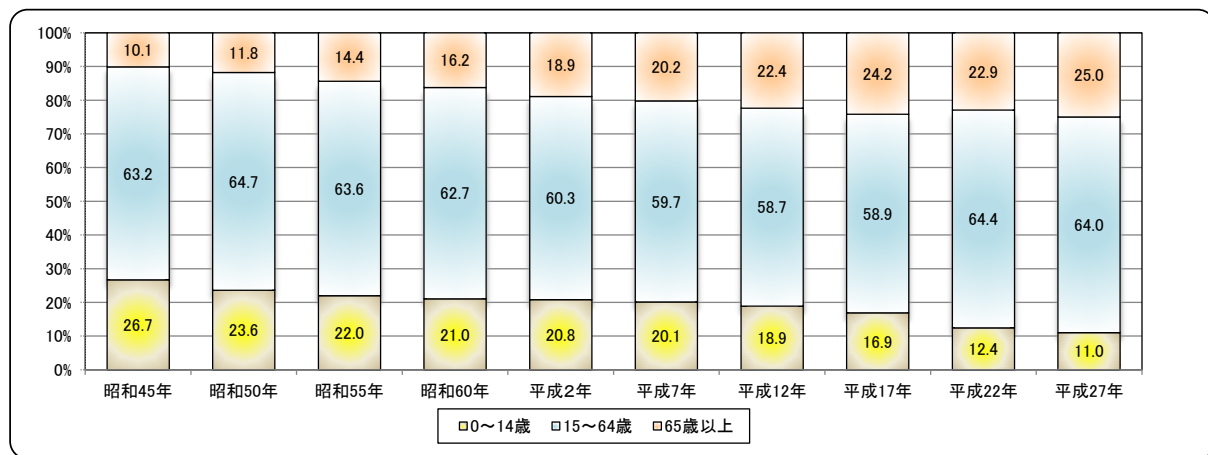
平成 27 (2015) 年の年齢階層別の人口構成比 (図表 3-3) は、年少人口が 11.0%、生産年齢人口が 64.0%、老年人口が 25.0% となっており、老年人口比は全国平均 (26.6%) や長野県平均 (30.1%) を下回っています。但し、平成 12 (2000) 年から老年人口が 21% を越えた「超高齢社会」となっています。

年齢構成指数 (図表 3-5) では、平成 7 (1995) 年から平成 27 (2015) 年までの 20 年間で年少人口指数は 16.6% の減少、老年人口指数は 5.1% の増加となっています。老年化指数については平成 7 (1995) 年の 100.6% に対し、平成 27 (2015) 年には 127.3% 増加の 227.9% となっています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移

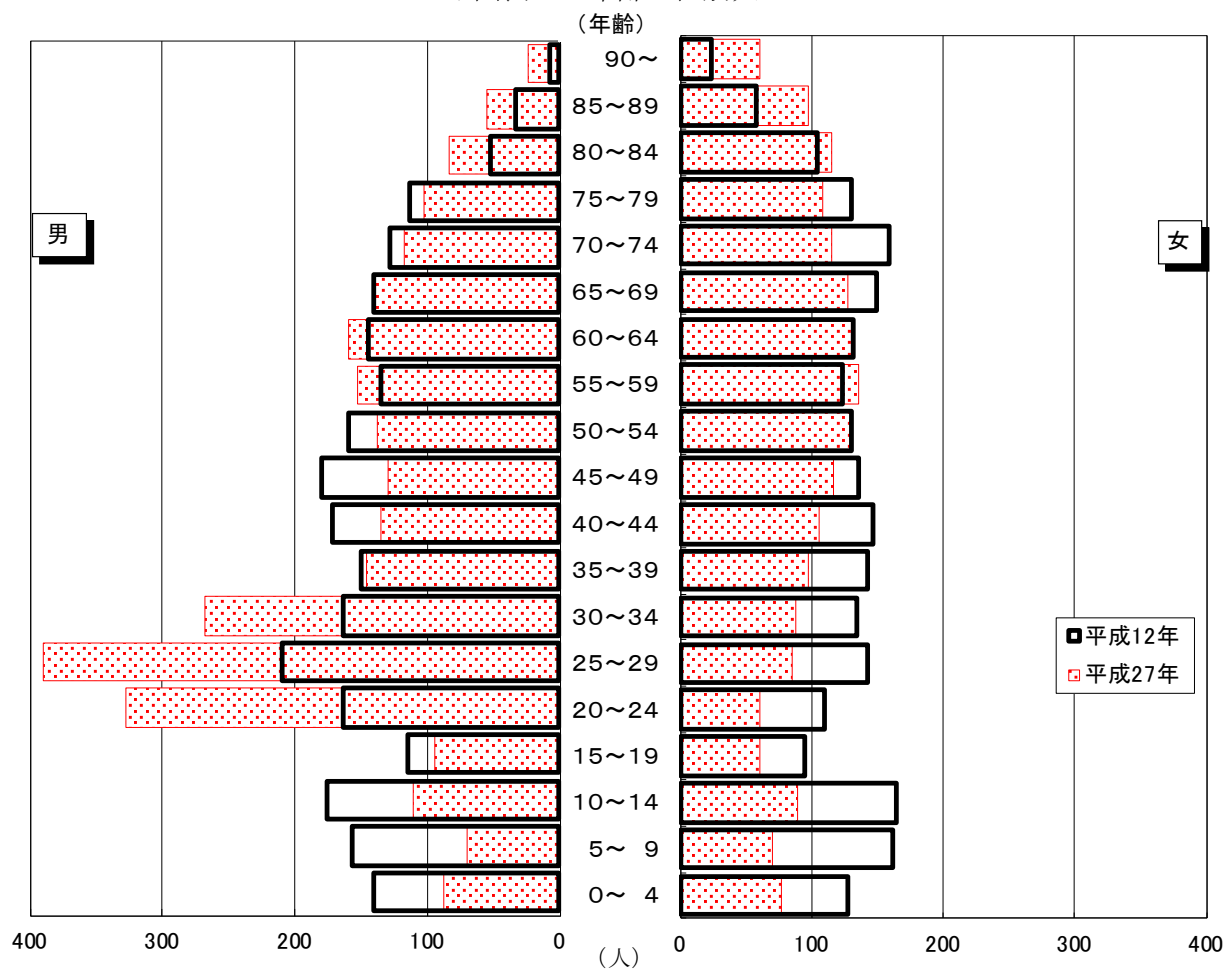


◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表3-4 年齢・性別人口



◆図表3-5 年齢構成指数の推移 (単位: %)

	年少人口	老年人口	従属人口	老 年 化
	指 数	指 数	指 数	指 数
平成7年	33.7	33.9	67.6	100.6
平成12年	32.1	38.1	70.2	118.7
平成17年	28.6	41.1	69.7	143.6
平成22年	19.3	35.6	54.9	184.6
平成27年	17.1	39.0	56.1	227.9

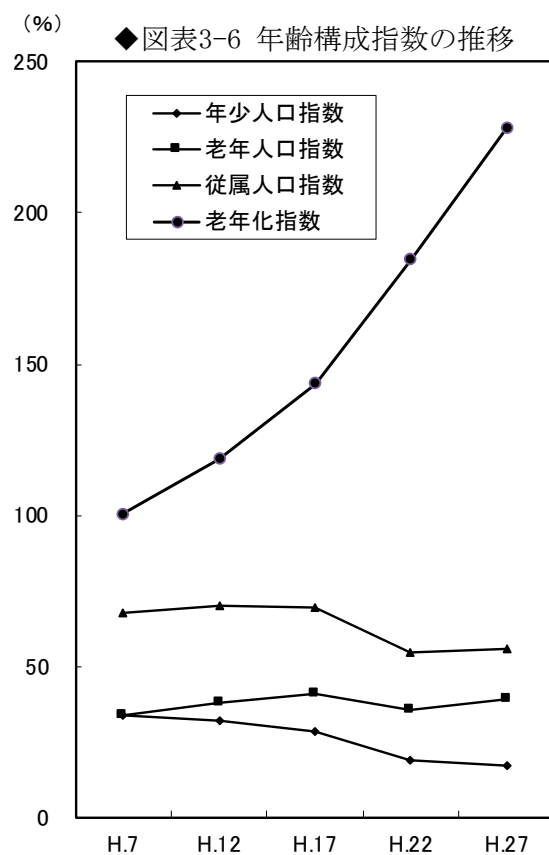
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移

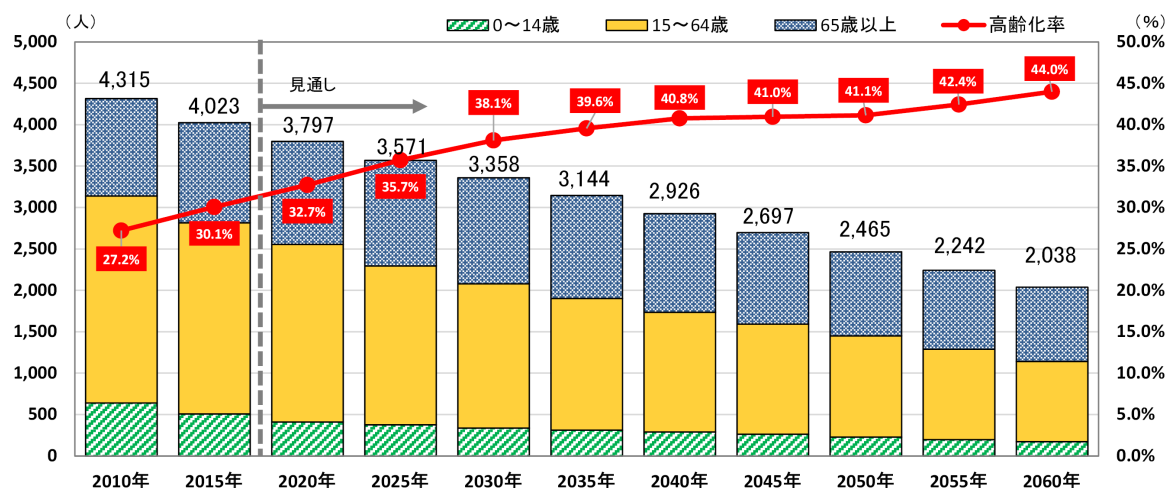


(3) 将来人口

「川上村人口ビジョン」の推計（住民基本台帳（外国人を除く）から算出）による、本村の令和 22（2040）年の総人口は、2,926 人で平成 27（2015）年に対し 1,097 人（27.3%）減少することが予想されています。

また、高齢化率（総人口のうち 65 歳以上の高齢者人口が占める割合）は 10.7% 上昇し、40.8% となります。

◆ 図表 3-7 年齢階層別人口の推計（川上村人口ビジョン）



出典：2010、2015 年は川上村住民基本台帳データ（外国人を除く）（3 月 31 日現在）

2020 年以降 内閣府提供資料に基づき推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」）

上記資料は国勢調査結果を基にしているため、川上村では外国人実習生の影響を受けていた。

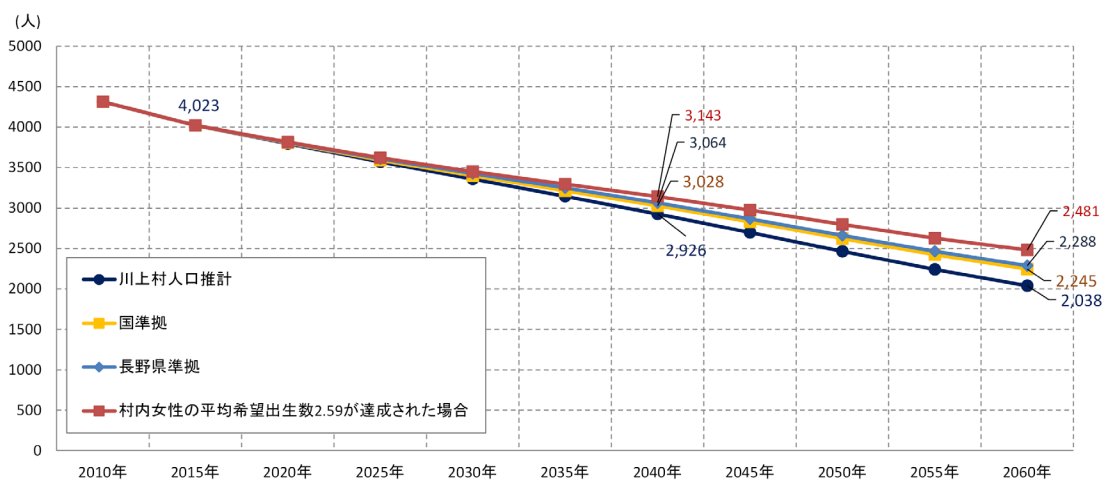
そこで、「日本の地域別将来人口推計」の推計方法を参照して、以下の数値を用いて推計した。

・合計特殊出生率は現在の 1.51 が継続すると想定した

・2010、2015 年は川上村住民基本台帳データ（外国人を除く）から純移動率を算出し採用した。

その際、「2015→2020 年にかけて純移動率が 0.5 倍に縮小し、一定水準で維持。」という仮定で推計した。

◆ 図表 3-8 合算特殊出生率が向上した場合の人口比較（川上村人口ビジョン）



出典：2010、2015 年は川上村住民基本台帳データ（外国人を除く）（3 月 31 日現在）

2020 年以降 内閣府提供資料に基づき推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」）

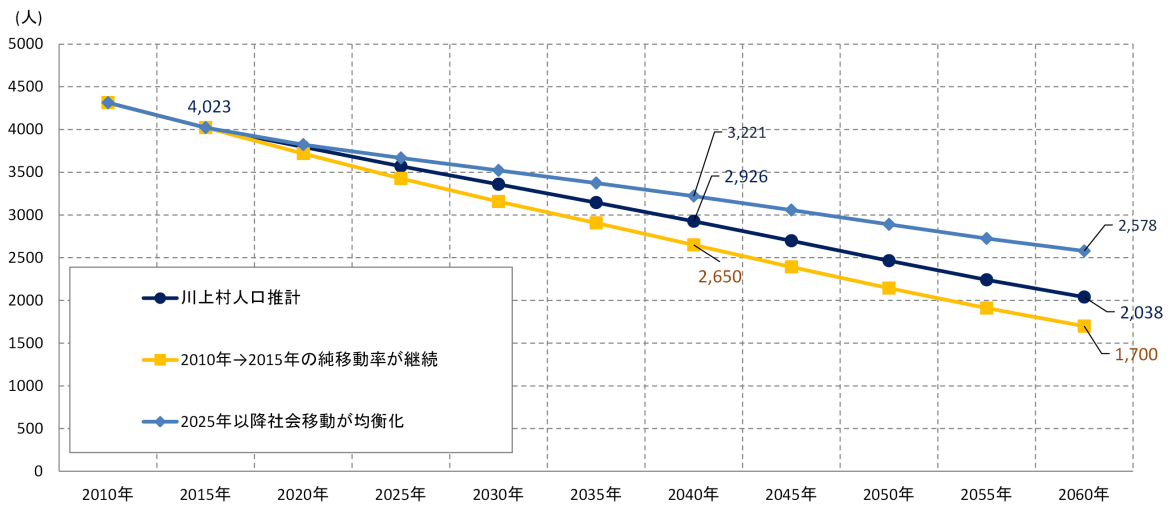
※川上村人口推計：合計特殊出生率は現在の 1.51 が継続すると想定した

※国準拠：合計特殊出生率を段階的に上昇 2020→1.6 2030→1.8 2040→2.07

※長野県準拠：合計特殊出生率を段階的に上昇 2025→1.84 2035→2.07

社会移動は、「2015→2020 年にかけて純移動率が 0.5 倍に縮小し、一定水準で維持する。」という仮定で推計した。

◆図表 3-9 社会移動が向上した場合の人口比較（川上村人口ビジョン）



出典：2010、2015 年は川上村住民基本台帳データ（外国人を除く）（3 月 31 日現在）

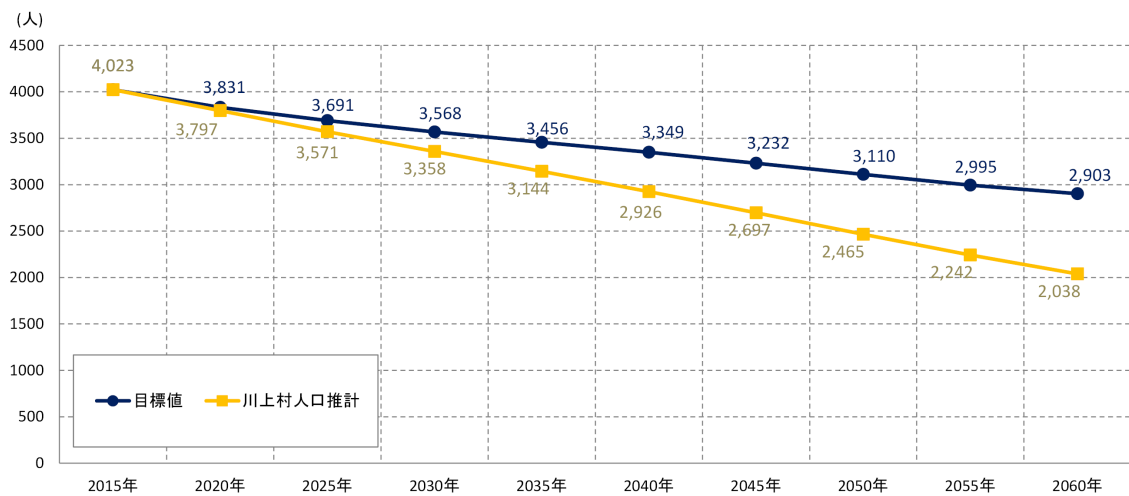
2020 年以降 内閣府提供資料に基づき推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」）
合計特殊出生率は現在の 1.51 が継続すると想定した

※川上村人口推計：2015→2020 年にかけて純移動率が 0.5 倍に縮小し、その後一定水準で推移する

※2010→2015 の移動率が継続：社会移動の縮小が起こらず、2040 年まで現在の社会減が続いた場合

※2025 年以降社会移動が均衡化：社会移動の縮小が進み、2015→2020 年には現在の 1/3 倍の純移動率に、2025 年以降は社会増減が 0 となる場合

◆図表 3-10 将来展望人口（川上村人口ビジョン）



出典：2010、2015 年は川上村住民基本台帳データ（外国人を除く）（3 月 31 日現在）

2020 年以降 内閣府提供資料に基づき推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」）

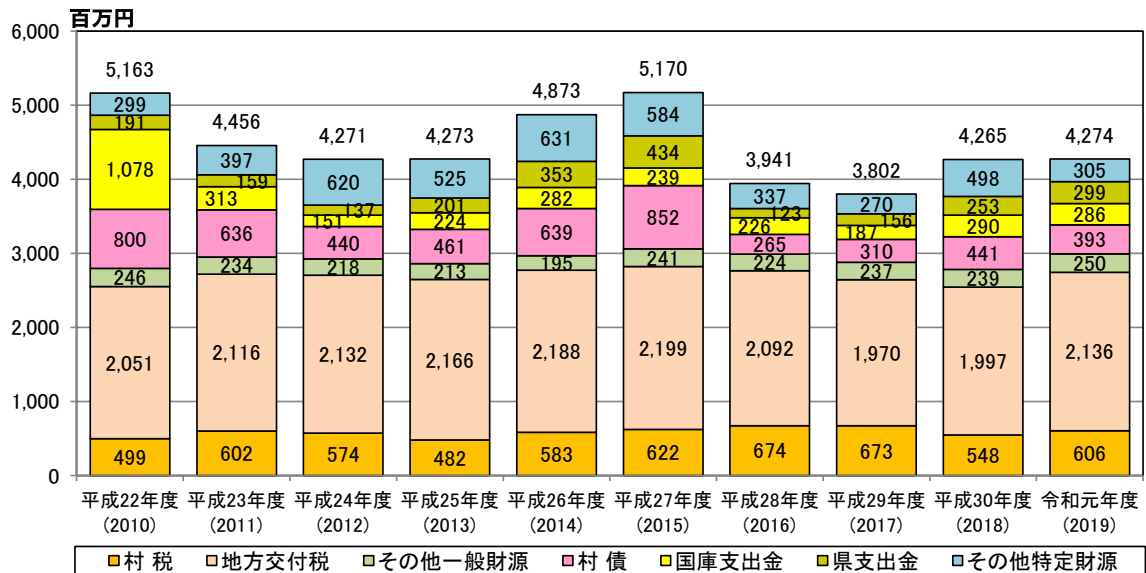
2 財政状況

(1) 歳入の状況

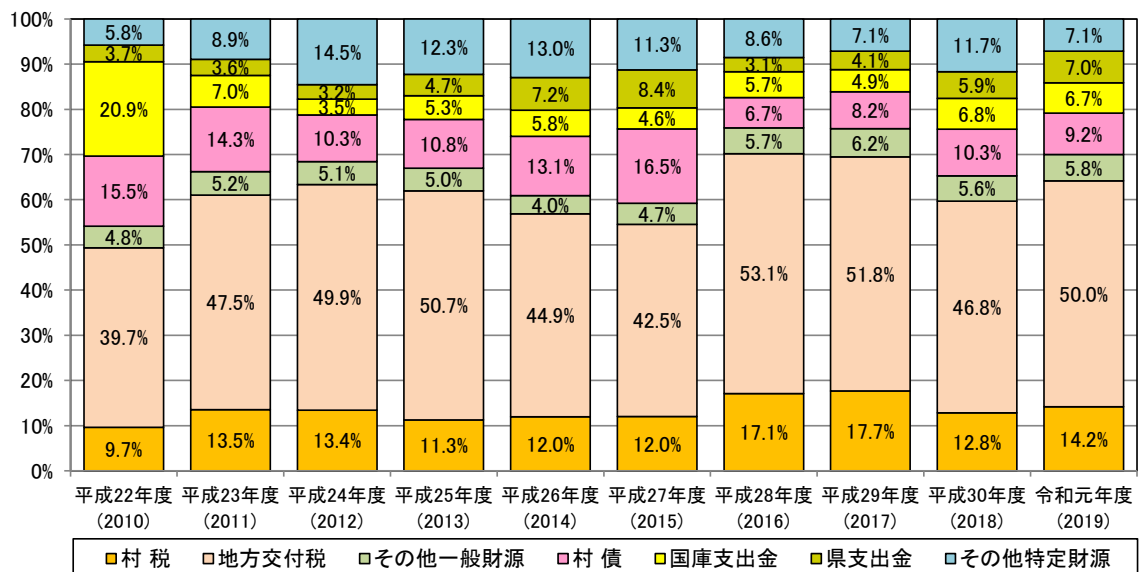
本村の歳入総額は、平成 22（2010）年度以降概ね 38～52 億円で推移していますが、令和元（2019）年度は 42.7 億円で、前年度と比べて 0.2%増加しています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね 5～7 億円で推移し、令和元（2019）年度の村税収入は 6.1 億円で、歳入に占める村税の割合は 14.2%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、概ね 20 億円前後であり、令和元（2019）年度で歳入全体の 50.0%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-11 歳入決算額の推移(普通会計)



◆図表 3-12 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

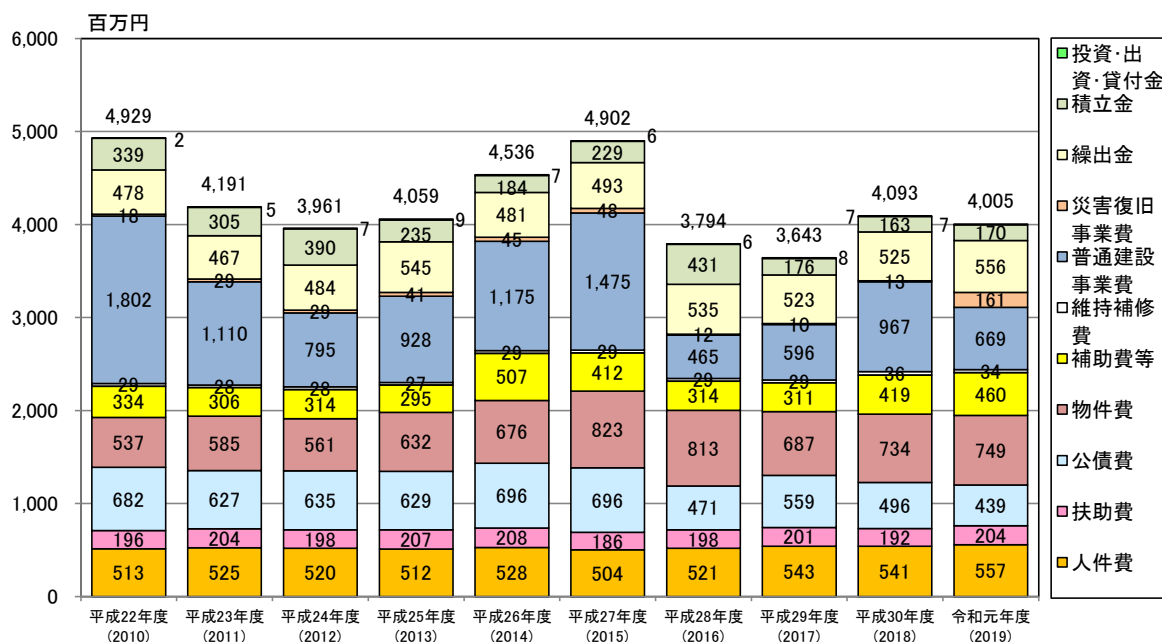
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費の公債費は減少傾向、人件費、社会保障関係の扶助費は横ばい傾向であるものの、今後は、高齢化の進展による医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

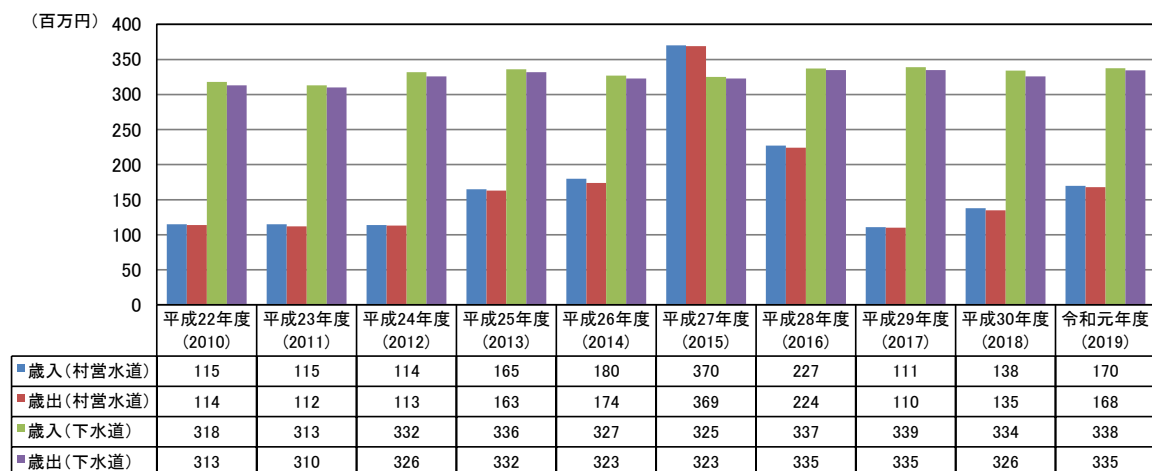
経常的経費（物件費、補助費等、維持補修費）は増加傾向にあり、令和元（2019）年度は、平成 22（2010）年度のほぼ 4 割増の 12.4 億円となっています。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年度により変動がみられ、平成 22（2010）年度以降概ね 5～18 億円で推移しています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。（図表 3-13）

また、平成 22（2010）年度以降の村営水道事業は、平成 27（2015）、28（2016）年度以外が概ね 1～2 億円の財政規模で推移し、平成 27（2015）年度が最も多く歳入及び歳出ともに約 3.7 億円となっています。下水道事業における歳入及び歳出の推移をみると、概ね 32 億円前後を推移しています。（図表 3-14）

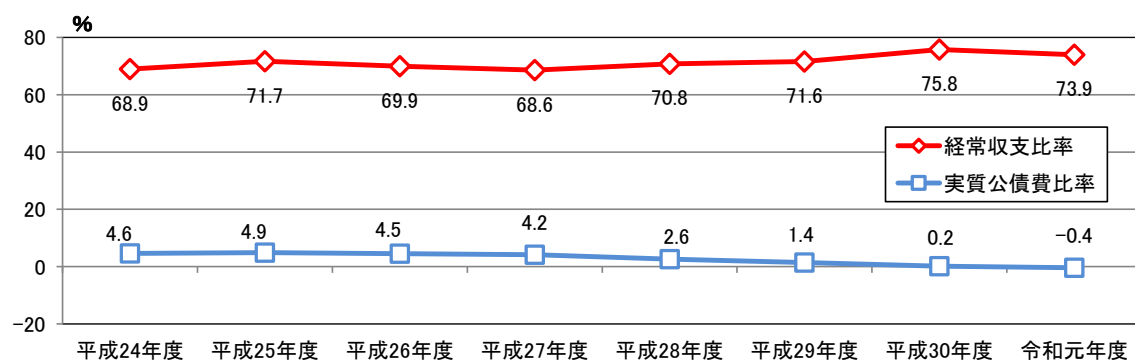
◆図表3-13 歳出決算額の推移(普通会計)



◆図表3-14 村営水道事業及び下水道事業の推移(特別会計)



◆ 図表 3-15 財政指標

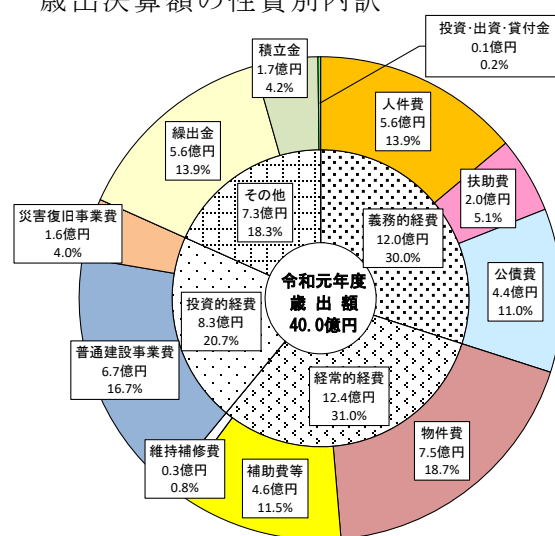


(3) 歳出決算額の性質別内訳

令和元（2019）年度の歳出総額は40.0億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は12.0億円、物件費などの経常的経費は12.4億円、普通建設事業費などの投資的経費が8.3億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、物件費が最も大きく18.7%、次いで普通建設事業費16.7%、人件費と繰出金が13.9%、補助費等11.5%などの順となっています。

◆ 図表 3-16 令和元（2019）年度
歳出決算額の性質別内訳



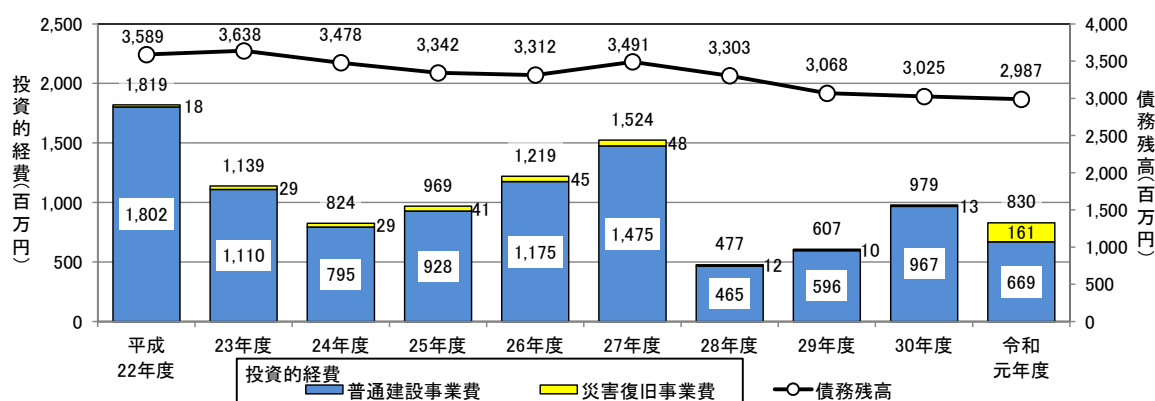
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数内容の計が一致しない場合があります。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成28（2016）年度以降は、概ね5～10億円の間に推移しています。令和元（2019）年度の投資的経費は8.3億円で前年と比べて1.5億円減っています。

村の借金にあたる債務残高は、平成22（2010）年度は約36億円でしたが、令和元（2019）年度は約30億円まで圧縮しています。

◆ 図表 3-17 投資的経費と地方債残高の推移



(5) 有形固定資産減価償却率

建築物等の償却資産の帳簿原価に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。

平成 30（2018）年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率（建物）の最も高い施設は、100.0%の一般廃棄物処理施設で、次いで高いのは 98.7%の体育館・プールとなっており、最も低いのが認定こども園・幼稚園・保育所で 15.4%となっています。

◆図表 3-18 施設類型別の有形固定資産減価償却率

分類名	有形固定資産 減価償却率(%)			一人当たり面積 (㎡)		
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
公営住宅	45.1	47.9	45.4	1.863	1.875	2.069
認定こども園・幼稚園・保育所	22.0	26.0	15.4	0.639	0.643	0.432
学校施設	55.1	58.0	60.9	4.025	4.050	4.099
公民館	88.1	90.0	91.2	1.626	1.637	1.656
図書館	42.0	44.0	47.2	0.113	0.113	0.115
体育館・プール	97.9	98.3	98.7	0.334	0.336	0.340
福祉施設	—	—	42.3	—	—	0.358
市民会館	44.3	46.4	47.2	0.990	0.997	0.939
一般廃棄物処理施設	100.0	100.0	100.0	17.720	17.831	18.047
消防施設	57.7	59.7	62.0	0.230	0.231	0.323
庁舎	74.9	74.9	76.7	0.344	0.347	0.351

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、扶助費についてはほぼ一定で、公債費については減少しつつありますが、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」（以下、総務省提供ソフトという。）の分類表を基本に整理しています。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は53,833.08㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が31.1%と最も多く、次いで文化系施設が19.8%、スポーツ・レクリエーション系施設が12.0%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

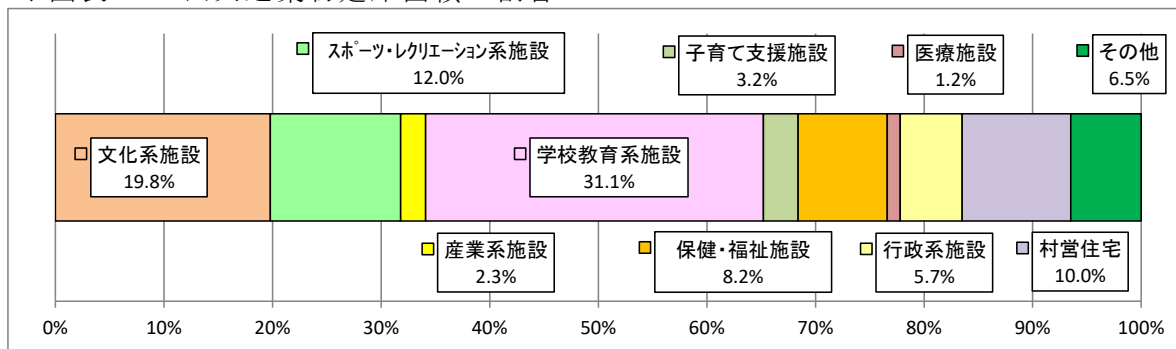
また、村民一人当たりでは14.8㎡※となっています。

※一人当たりの面積は、長野県毎月人口異動調査結果（外国人を除く）を使用

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	6,235.06	公民館、分館
	文化施設	4,438.89	農村総合文化施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,057.88	屋内ゲートボール場、村民体育館等
	レクリエーション施設・観光施設	2,412.36	廻り目平キャンプ場、金峰山小屋等
産業系施設	産業系施設	1,233.40	林業総合センター等
学校教育系施設	学校	16,736.80	川上第一・第二小学校、川上中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,707.62	かわかみ保育園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,416.24	デイサービスセンター等
	その他社会保険施設	2,990.00	ヘルシーパークかわかみ
医療施設	医療施設	657.50	川上村診療所
行政系施設	庁舎等	1,172.99	役場庁舎
	消防施設	1,276.17	消防団詰所等
	その他行政系施設	614.32	役場倉庫、村営バス車庫等
村営住宅	村営住宅	5,383.43	特定公共賃貸住宅等
その他	その他	3,500.42	教員住宅、上地区児童クラブ等
合 計		53,833.08	

◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



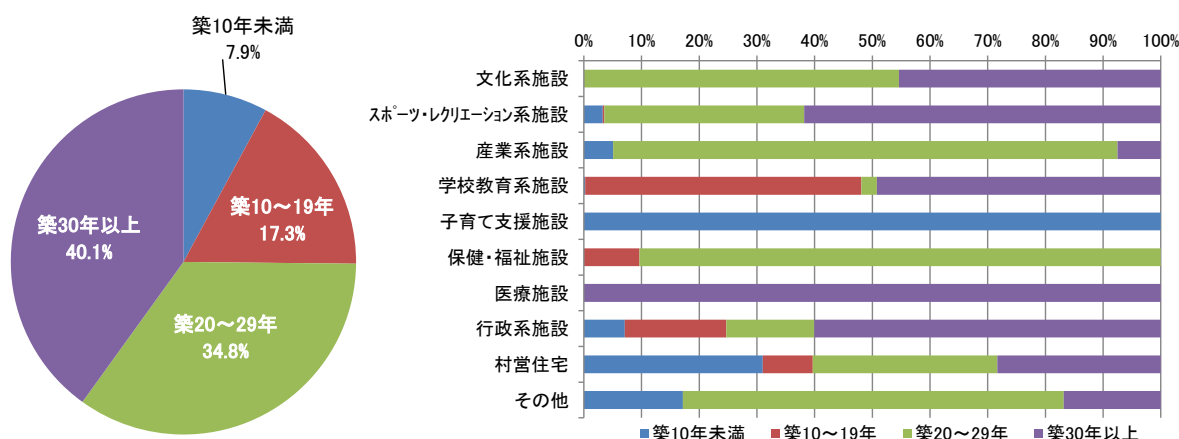
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 築年別整備状況

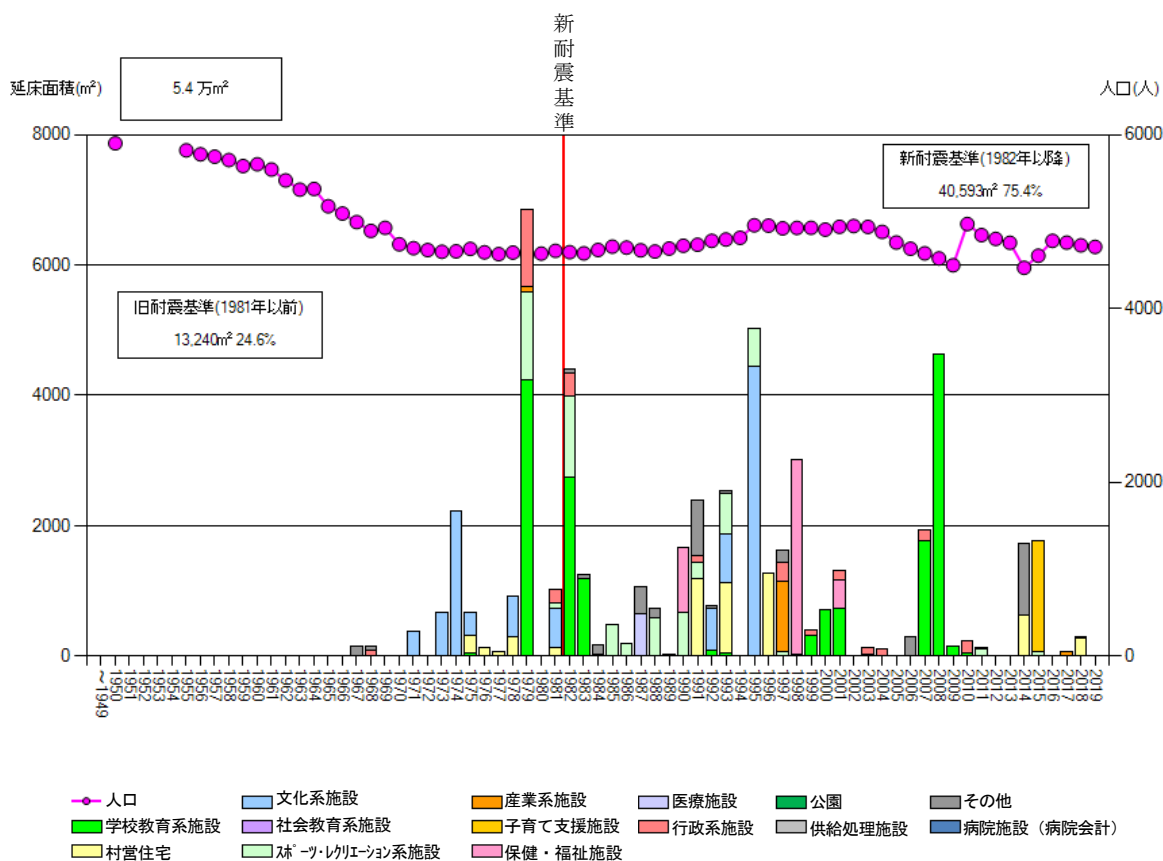
これまでの公共建築物の建替えは、建築後 40 年程度で更新されてきました。

平成元（1989）年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 40.1%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 74.9% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

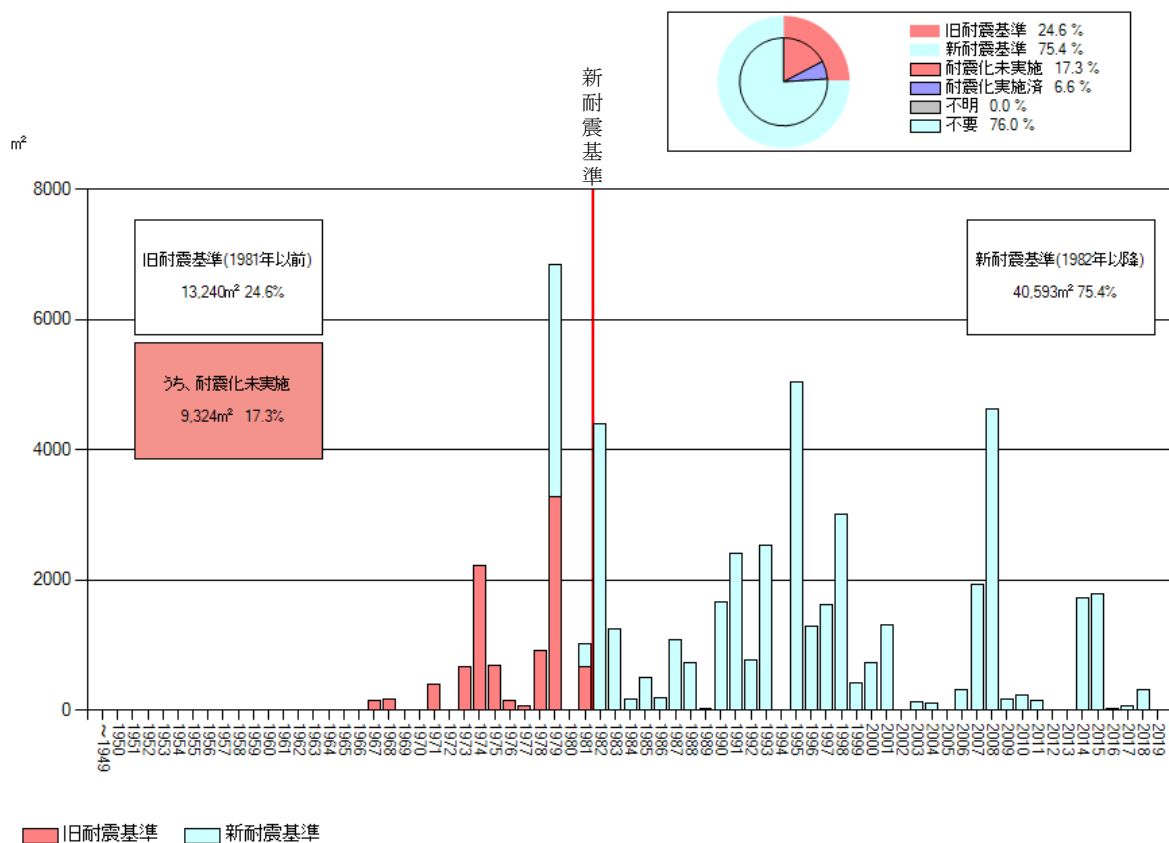


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 75.4%が新耐震基準による整備、残りの 24.6%が昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設です。公共建築物の約 8 割が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 600.3km、橋りょうが 97 橋、上水道管路延長が 70.7km、下水道管路延長が 45.9km、林道延長が 61.7km、林道橋りょうが 5 橋など図表 4-6 のとおりとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	600,349m
	1 級村道延長	84,698m
	2 級村道延長	88,384m
	その他村道延長	427,268m
橋りょう	橋りょう数	97 橋
林道施設	林道延長	61,655m
	林道橋りょう数	5 橋
上水道	管路総延長	70,681m
	導水管	5,417m
	送水管	2,124m
	配水管	63,140m
	浄水場	1 施設
下水道	管路総延長	45,854m
	浄化センター	1 施設
	污水处理場	4 施設

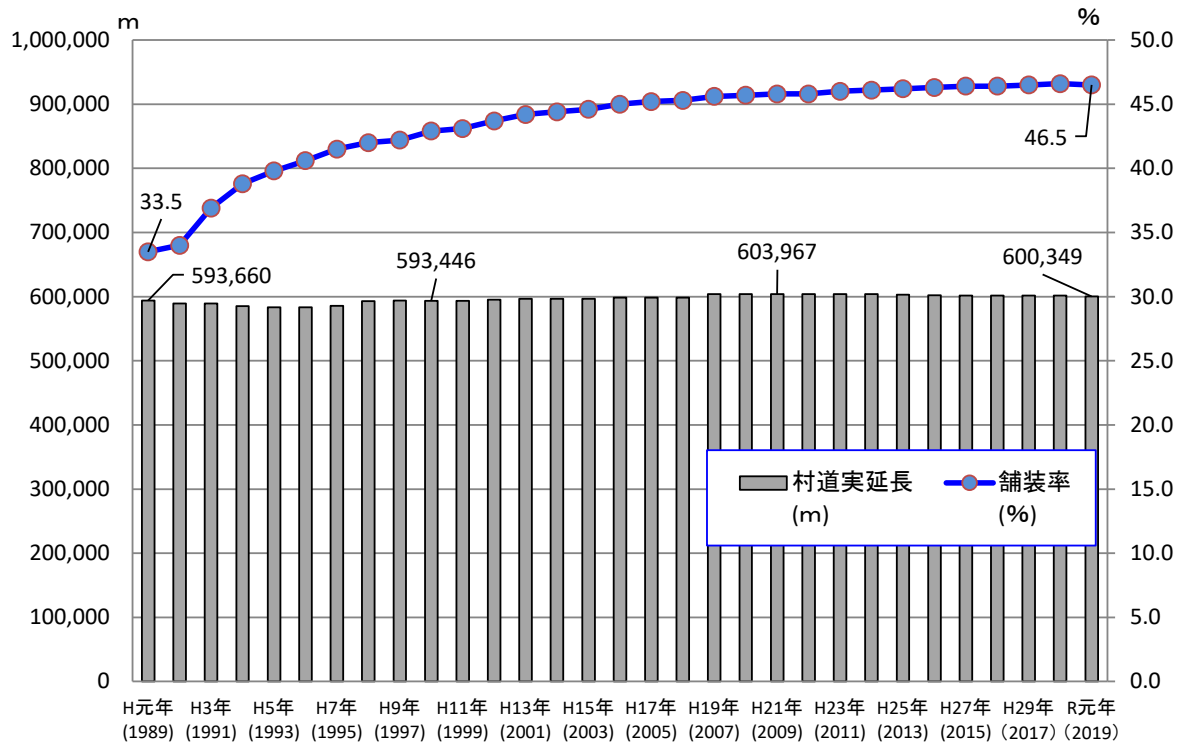
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

ア. 道路・林道

令和元（2019）年の村道の実延長は、600,349mあり、舗装率は46.5%の整備となっています。推移については、平成元（1989）年の593,660mから6,689m（1.1%）延びています。

村内にはこの他に、林道が61,655m整備されています。

◆ 図表 4-7 道路の年度別整備状況

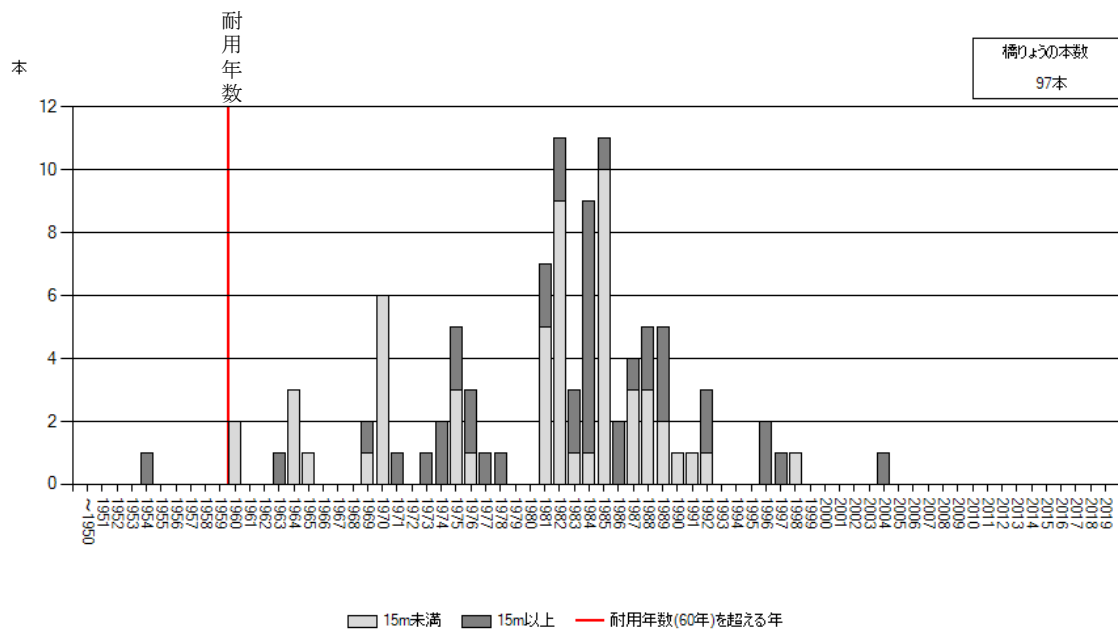


イ. 橋りょう

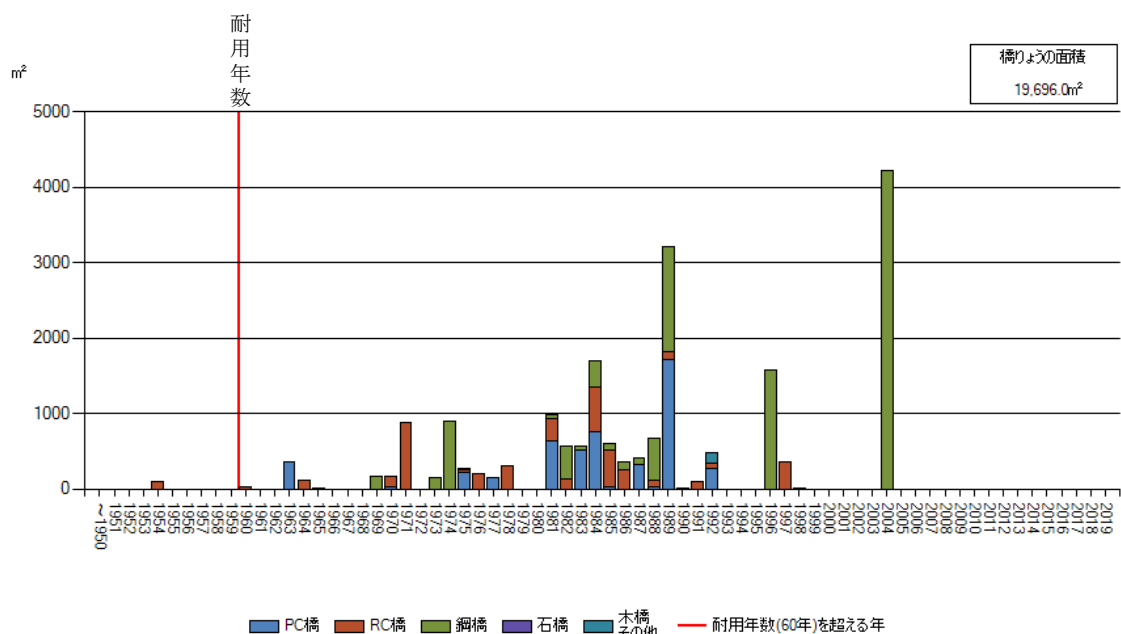
橋りょうについては、供用年数の 60 年を超えているものが 1 橋、51 年から 60 年のものが 7 橋、41 年から 50 年が 22 橋、31 年から 40 年のものが 52 橋あり、供用年数が 30 年を超える橋りょうは 82 橋で全橋りょうの 84.5%を占め、管理する橋りょうの大部分が 30 年後には供用年数が 60 年を越すことになります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



◆ 図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積



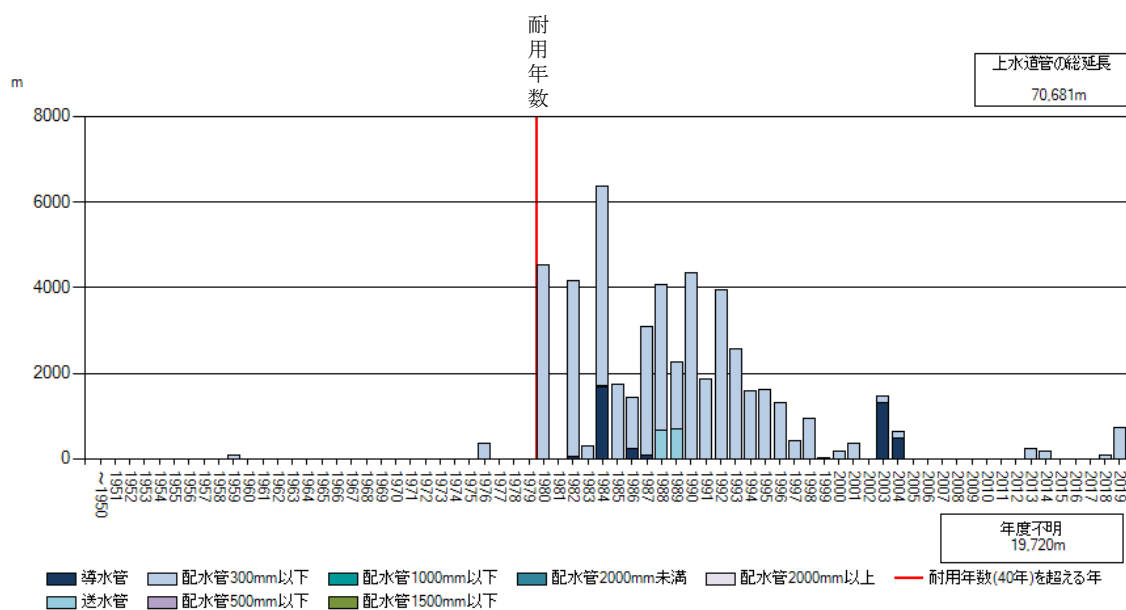
ウ. 上水道

現在、村が管理する上水道管の総延長は約 70,681m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約 9 割を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 40 年を経過しているものは全体の 1 割にも満たないですが、今後 20 年間では 6 割に達する見込みです。

◆ 図表 4-10 上水道管の年度別整備状況

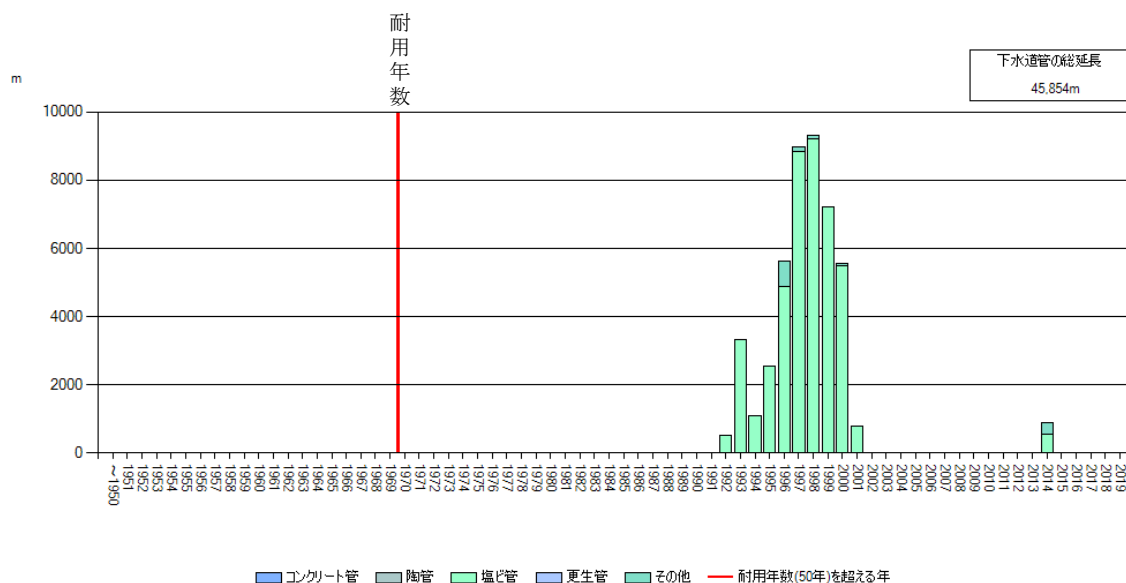


エ. 下水道

現在、村が管理する下水道管の総延長は約 45,854m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはありません。最も早いもので 23 年後の令和 25 (2043) 年に達する見込みです。

◆ 図表 4-11 下水道管の年度別整備状況



3 将来の更新費用の推計（総務省提供ソフト活用）

（１）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省提供ソフトを活用し、今後 40 年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）

建 替 え：建設後60年（建替え期間を3年）

積 み 残 し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します

【道 路】15年で舗装部分の更新（打換え）

・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

【橋りょう】60年で架け替（法定耐用年数60年）

【上水道管】40年で更新（法定耐用年数40年）

【下水道管】50年で更新（法定耐用年数50年）

◇更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
村営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
P C 橋、R C 橋、石橋、その他	425千円/㎡	鋼橋	500千円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	～250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	～300mm以下	106千円/m
下水道			
管 径			
～250mm未満	61千円/m	251～500mm以下	116千円/m
501～1,000mm未満	295千円/m	1,001～2,000mm以下	749千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

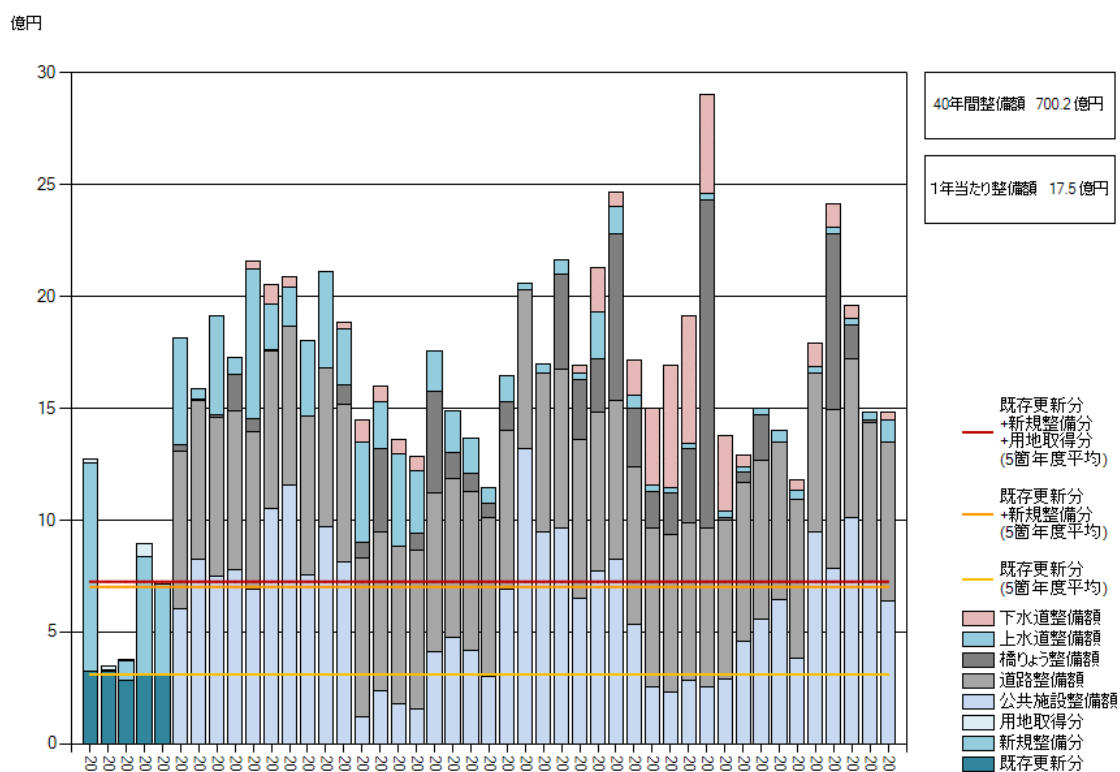
総務省提供ソフトを活用し、今後 40 年間で、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 40 年間で 700.2 億円、年平均で 17.5 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約 2.4 倍になります。

◆図表 4-12 更新費用の推計

種別	過去 5 年実績 (単年平均 A)	更新費用の推計		倍率 B / A
		40 年累計	(単年平均 B)	
公 共 建 築 物	3.36 億円	248.6 億円	6.2 億円	1.8
イ ン フ ラ 施 設	3.88 億円	451.7 億円	11.3 億円	2.9
道 路	3.46 億円	283.5 億円	7.1 億円	2.1
橋 り よ う	0.00 億円	70.2 億円	1.8 億円	—
上 水 道	0.23 億円	62.0 億円	1.5 億円	6.5
下 水 道	0.19 億円	36.0 億円	0.9 億円	4.7
合 計	7.24 億円	700.2 億円	17.5 億円	2.4

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 4-13 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

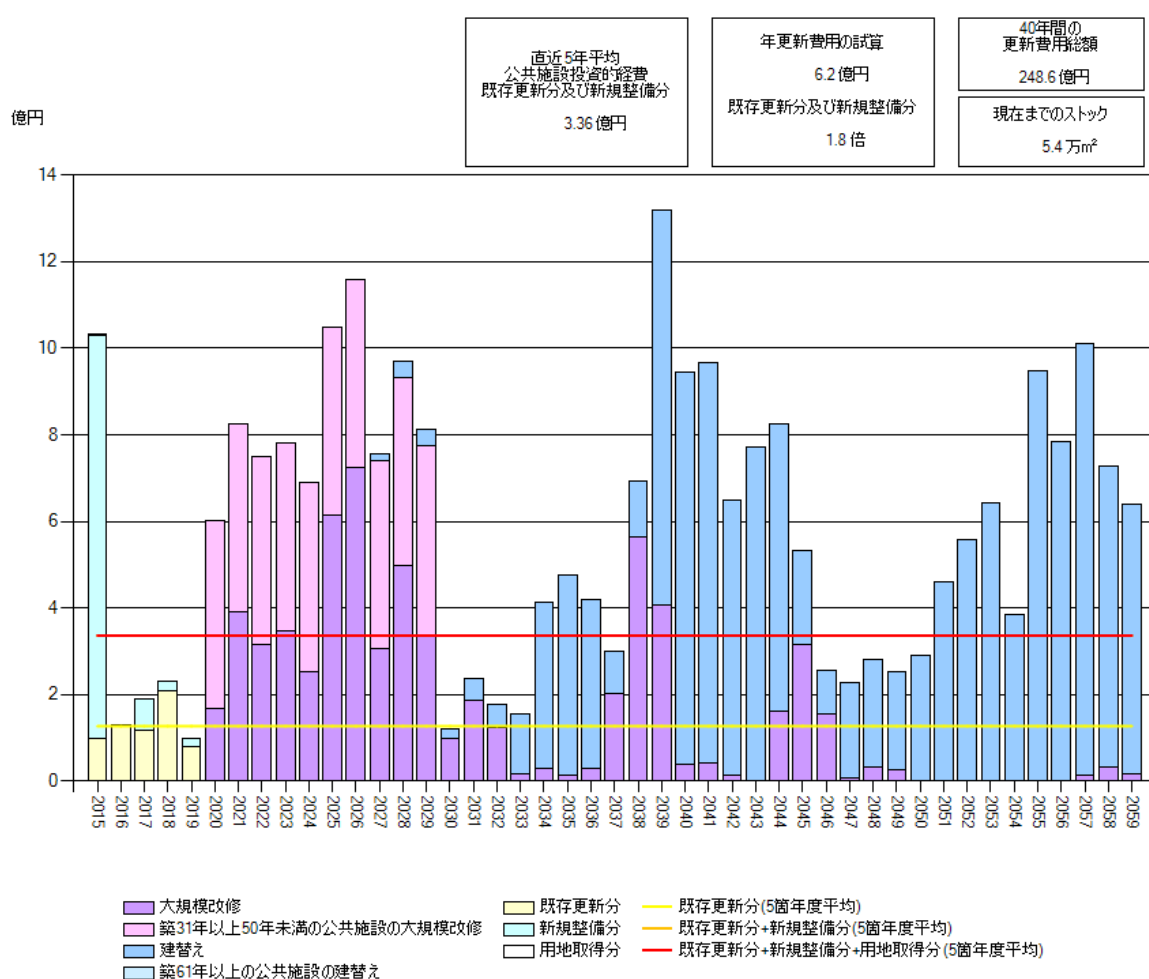


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

大規模改修は建設後30年、建替えは建設後60年と仮定して、公共建築物について、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約248.6億円となります。

今後40年間の年平均では約6.2億円となり、過去5年間の公共建築物に係る投資的経費の平均3.36億円の約1.8倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、困難と考えられます。

◆図表 4-14 公共建築物の将来の更新費用の推計

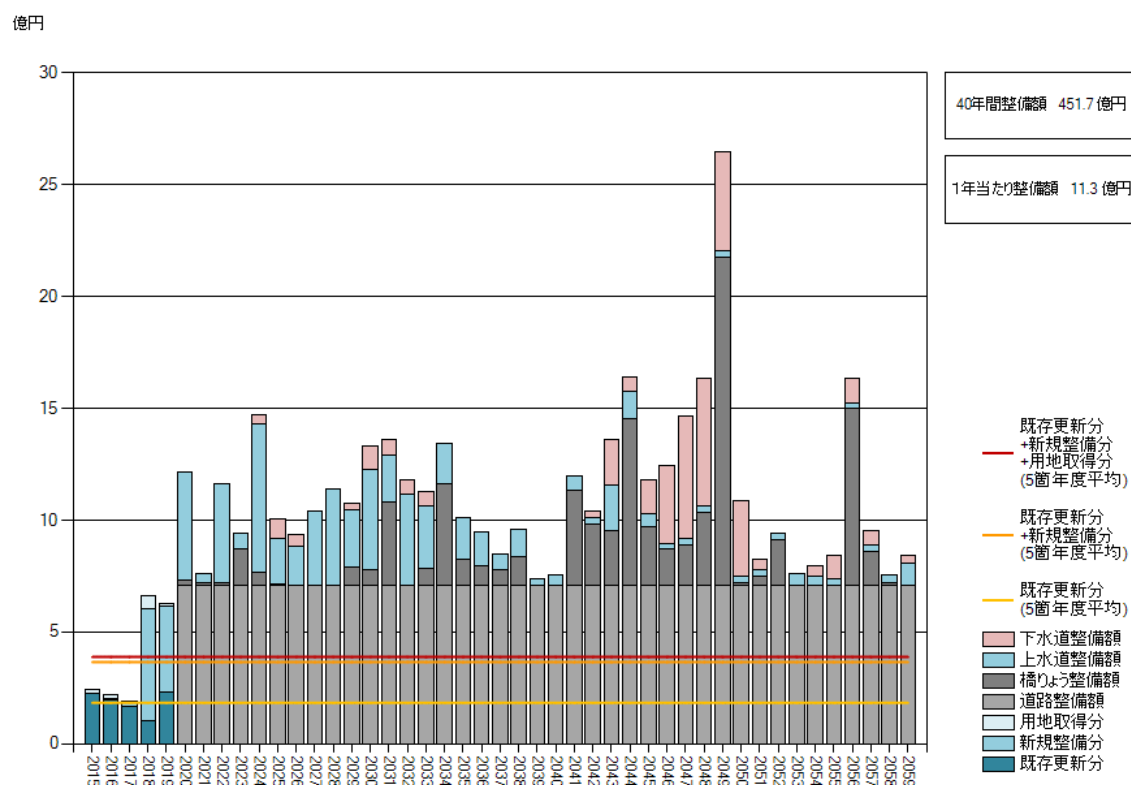


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後40年間、このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に必要なコストを、公共建築物と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では40年間で451.7億円、年平均で11.3億円となり、これまでの投資的経費の2.9倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

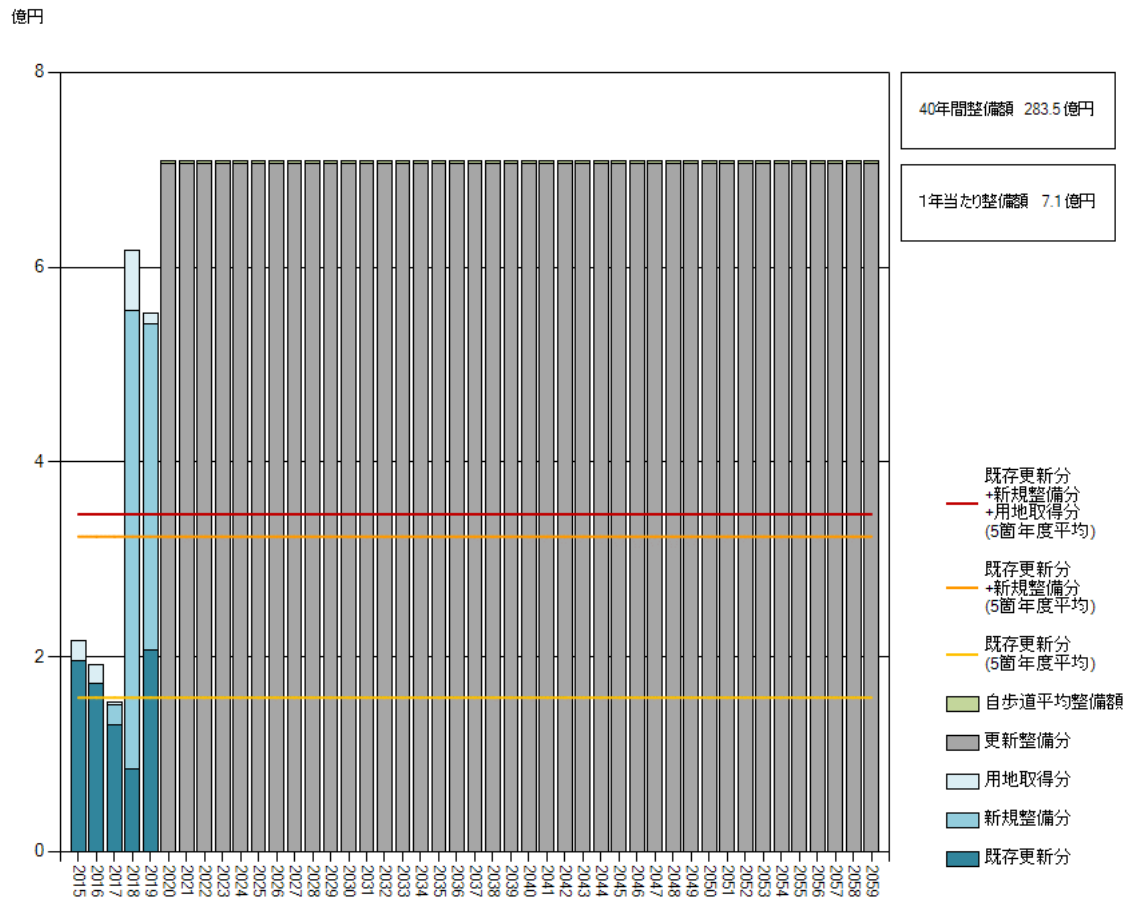
◆図表 4-15 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア. 道路

舗装の耐用年数を 15 年と仮定して、村道面積を更新年数の 15 年で割った面積約 15.0 万 m^2 を、1 年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後 40 年間に必要となる更新費用の総額は約 283.5 億円となり、40 年間の平均では年間約 7.1 億円となります。

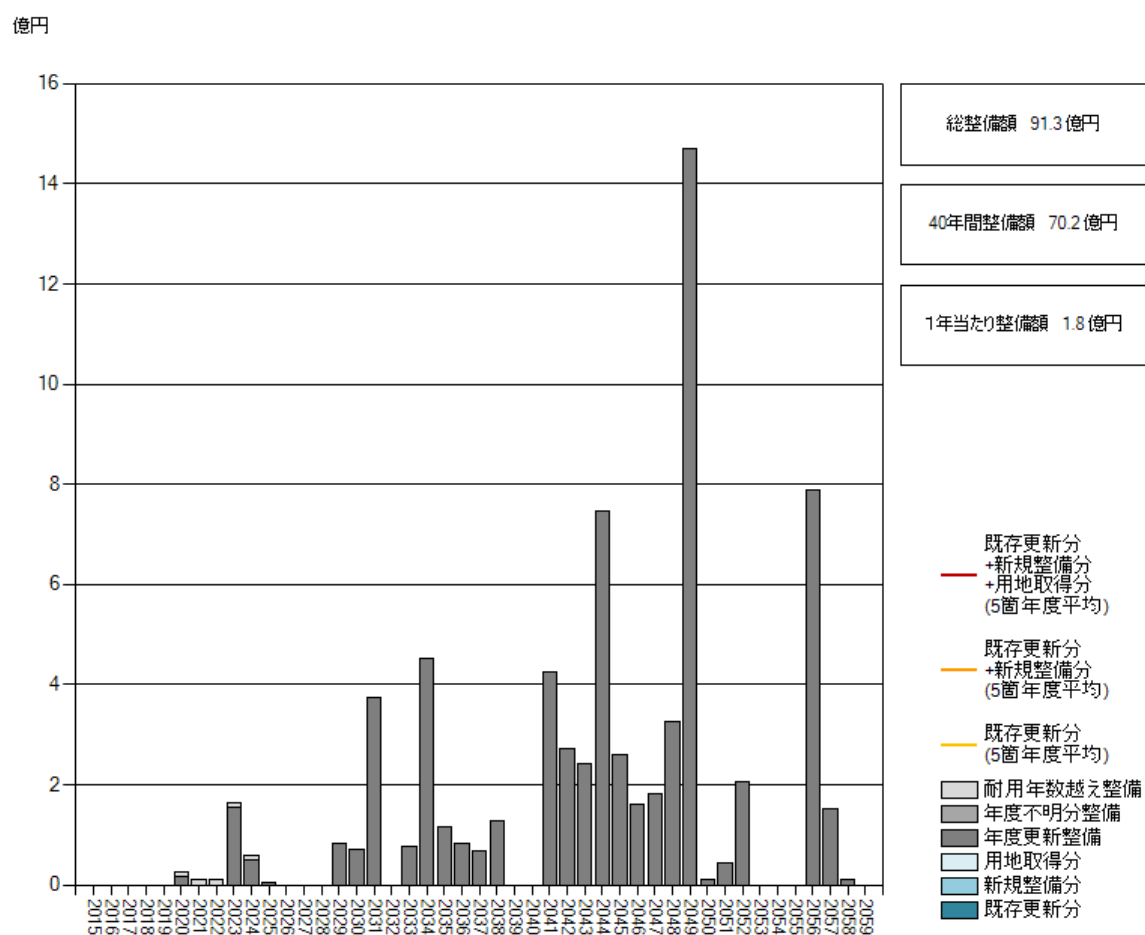
◆ 図表 4-16 総面積による村道の将来の更新費用の推計



イ. 橋りょう

橋りょうの耐用年数を 60 年と仮定して、現状規模のまま更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約 91.3 億円、今後 40 年間の整備額では約 70.2 億円となり、40 年間の平均は年間約 1.8 億円となります。

◆ 図表 4-17 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計

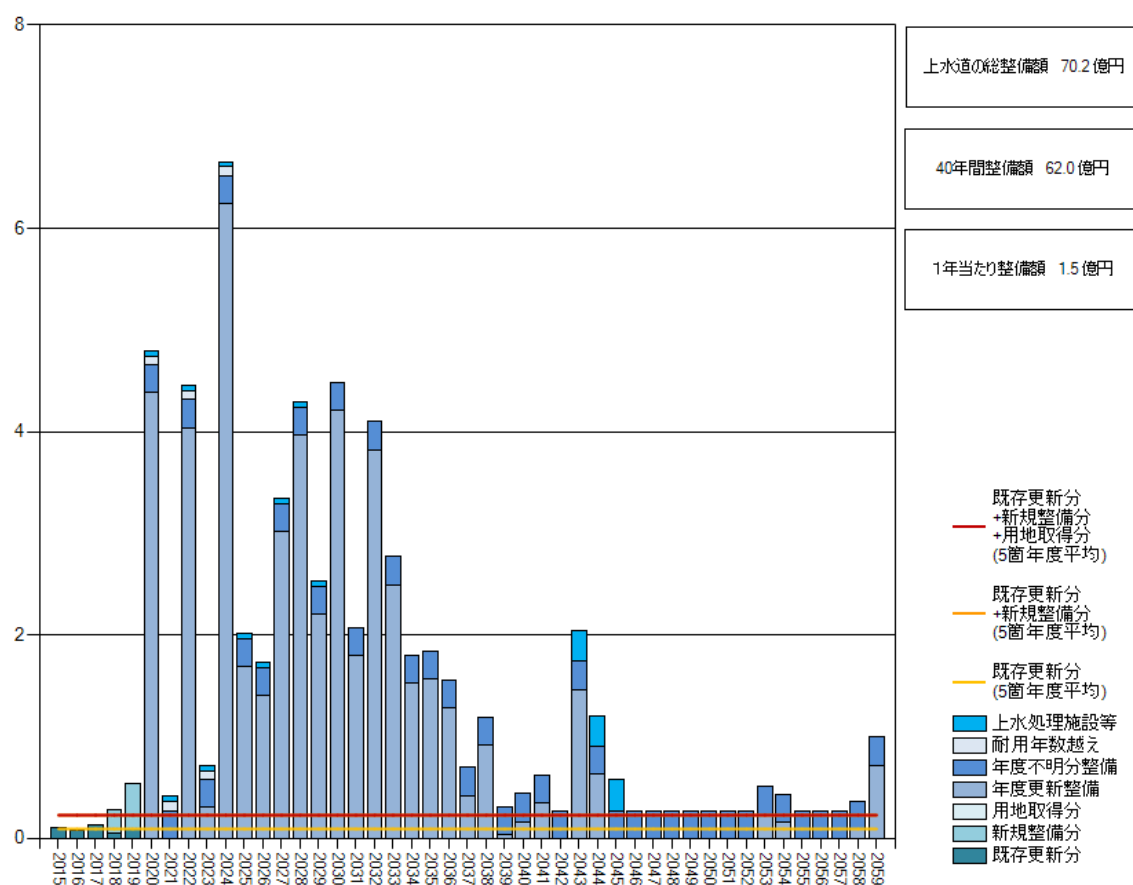


ウ. 上水道

上水道の耐用年数を40年と仮定して、村が管理する上水道管総延長、上水処理施設等について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、総額は約70.2億円、今後40年間の整備額では約62.0億円となり、40年間の平均では年間約1.5億円となります。

◆ 図表 4-18 上水道管の将来の更新費用の推計

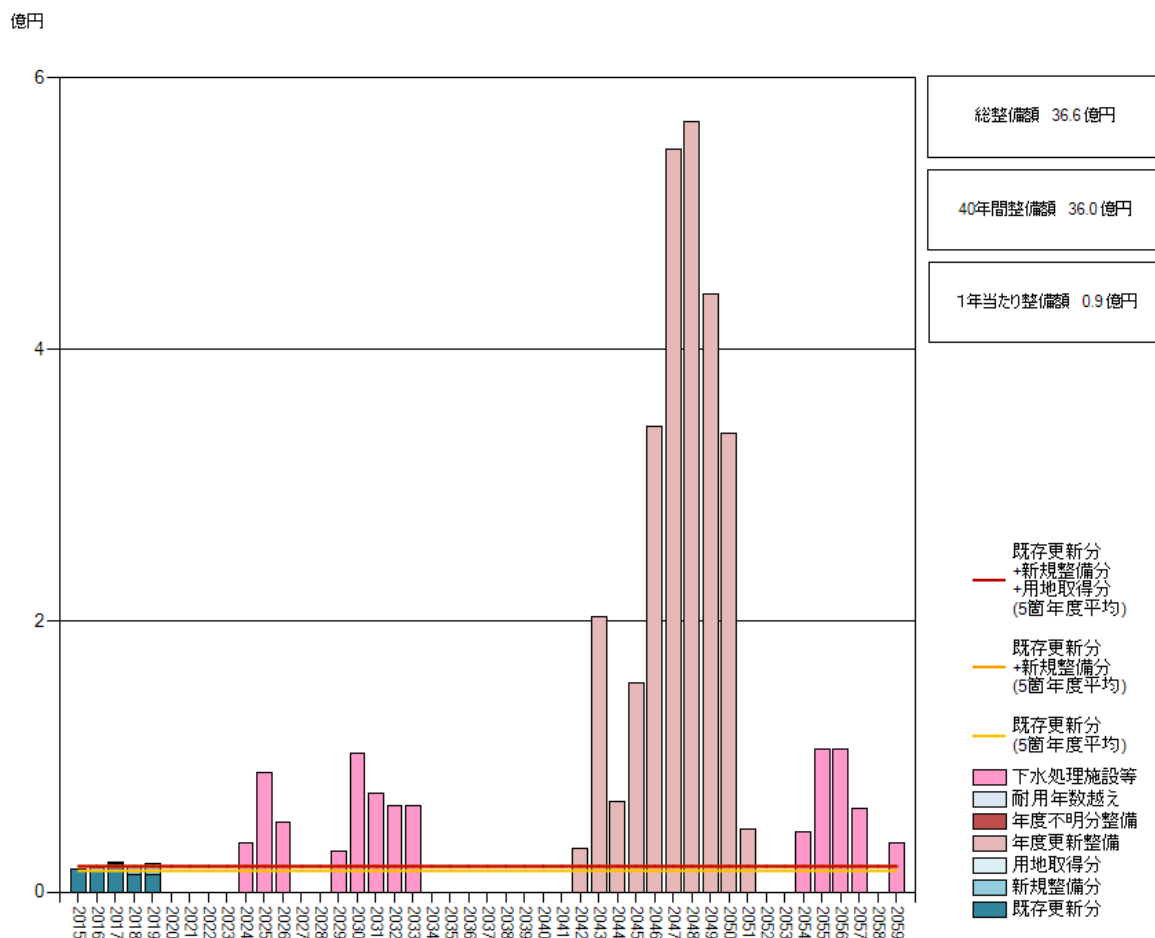
億円



エ. 下水道

下水道の耐用年数を 50 年と仮定して、村が管理する下水道管総延長、下水処理施設等について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、総額は約 36.6 億円、今後 40 年間の整備額では約 36.0 億円となり、40 年間の平均では年間約 0.9 億円となります。

◆ 図表 4-19 下水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上・下水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有面積は約 5.4 万㎡で、村民一人当たり約 14.8 ㎡を保有しており、過去 5 年間ににおける村民一人当たりの投資的経費は、年平均 92,486 円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると令和 12 (2030) 年には一人当たり 184,634 円となり、実質的に現行の約 2.0 倍の負担となる計算になります。

インフラ施設において、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は 95,238 円から 211,435 円に、橋りょうでは 0 円から 53,603 円、上水道では 6,331 円から 44,669 円、下水道では 5,230 円から 26,802 円にまで負担の増額が必要となります。

また、公共建築物とインフラ施設を合わせると、一人当たり 199,284 円から 521,144 円となり、現行の約 2.6 倍の負担となる計算になります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本村の橋りょうについては、「川上村橋梁長寿命化修繕計画」を平成 22 (2010) 年度に策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-20 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推計		倍率 B / A
人 口		令和元年(2019) 3,633 人		令和 12 年(2030) 3,358 人		
種 別		単年平均		単年平均		
		過去 5 年実績	1 人あたり A	今後 40 年	1 人あたり B	
投 資 的 経 費	公共建築物	3.36 億円	92,486 円	6.2 億円	184,634 円	2.0
	道 路	3.46 億円	95,238 円	7.1 億円	211,435 円	2.2
	橋 り ょ う	0.00 億円	0 円	1.8 億円	53,603 円	—
	上 水 道	0.23 億円	6,331 円	1.5 億円	44,669 円	7.1
	下 水 道	0.19 億円	5,230 円	0.9 億円	26,802 円	5.1
合 計		7.24 億円	199,284 円	17.5 億円	521,144 円	2.6

※既往実績：長野県毎月人口異動調査結果令和元年 10 月 1 日現在（外国人を除く）

※推計：H27「川上村人口ビジョン」の推計（住民基本台帳（外国人を除く）から算出）

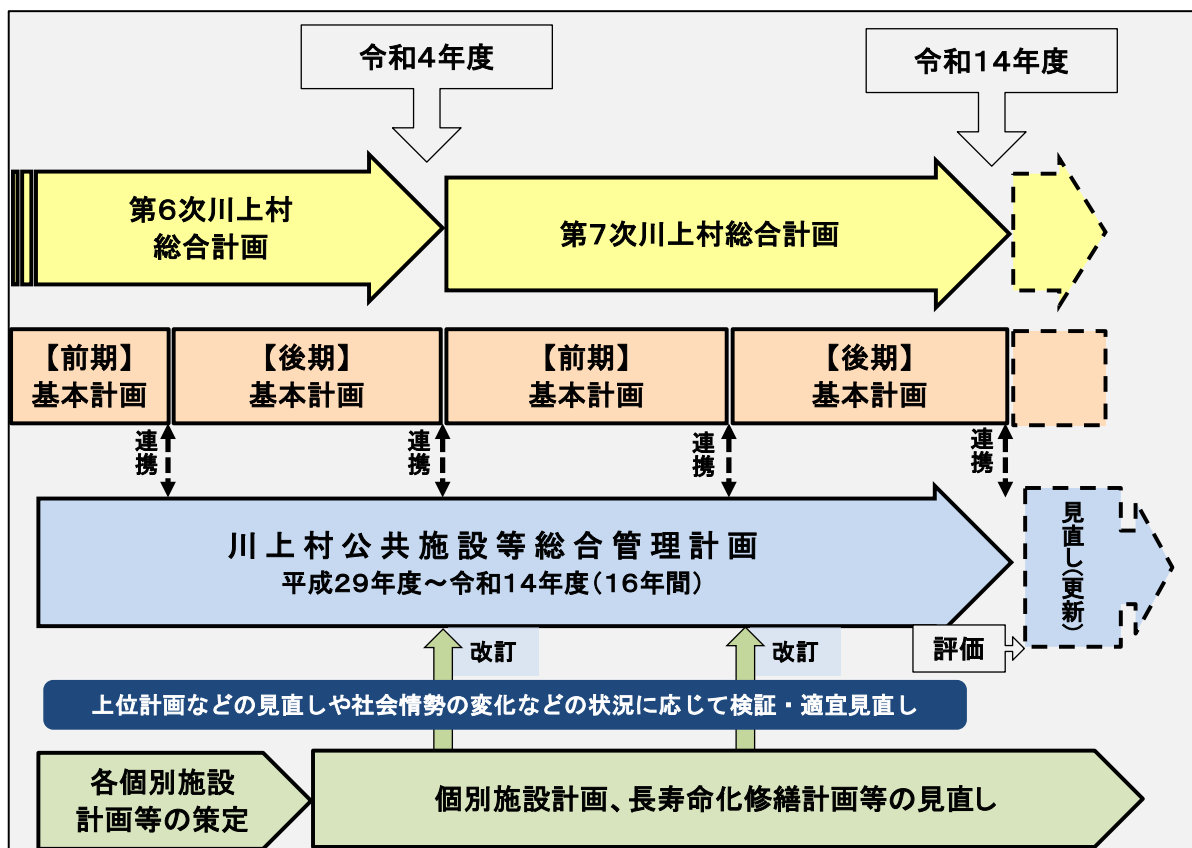
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える先40年間を見通しつつ、上位計画である「川上村総合計画」などと連動しながら、向こう16年間（平成29（2017）年度～令和14（2032）年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和14（2032）年度は、10年間を基本的な計画期間とする「川上村総合計画」の第7次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和14（2032）年度を計画の目安として設定しました。

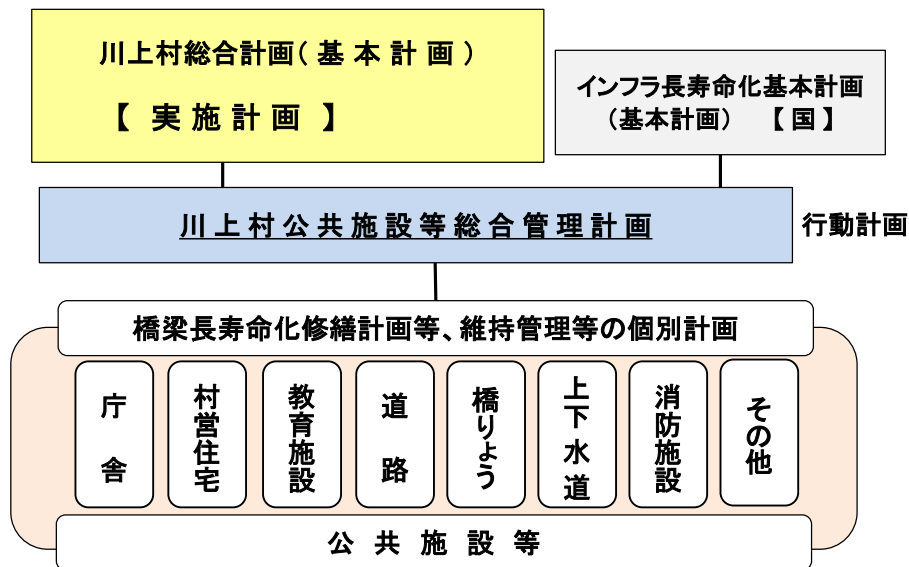
◆図表 5-1 計画期間（川上村総合計画との関係）



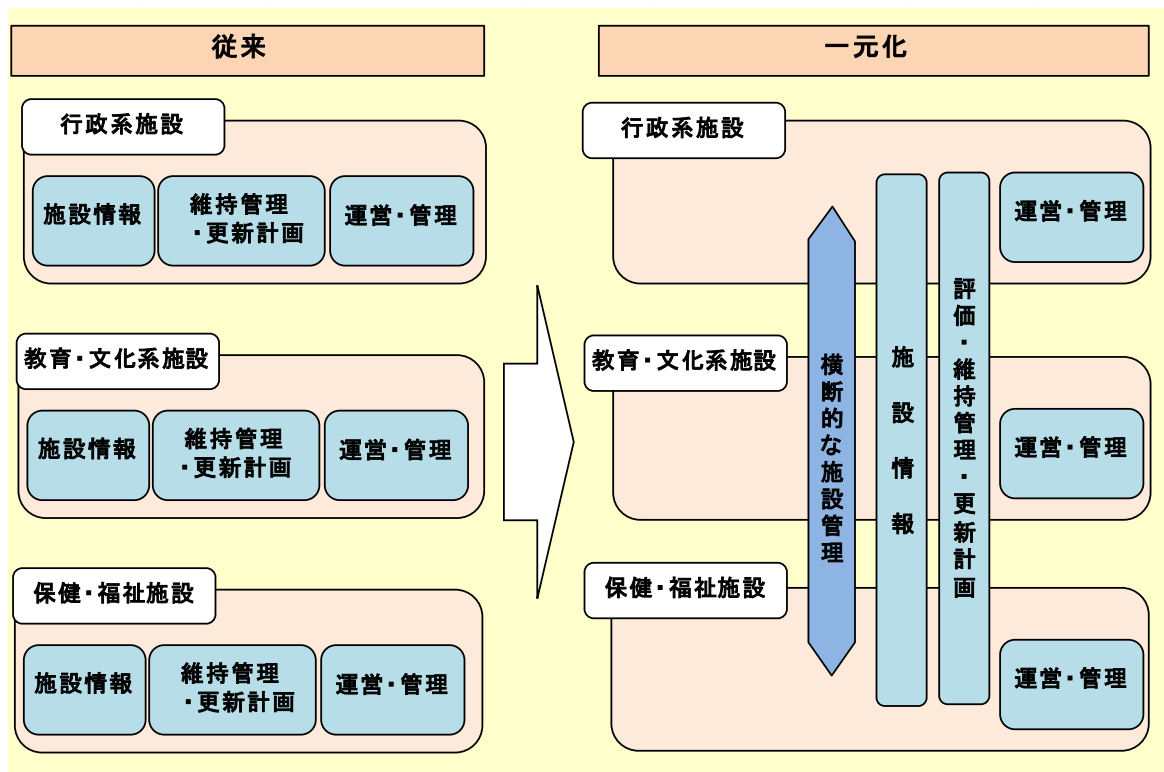
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「川上村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行に伴う人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過大な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 40.1%、築 20～29 年が 34.8%で、10 年後には築後 30 年以上経過する公共建築物が 7 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

（1）公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口 1 人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口 1 人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等のマネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、「川上村公営住宅等長寿命化計画」、「川上村公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

本計画期間内に取壊し等を予定している建物は、7 棟、1,605.15 m²、継続を検討している建物が 1 棟、116.64 m²です。現在保有する公共建築物の延床面積は、53,833.08 m²で、削減を予定及び検討している建物の合計が 1,721.79 m²なので、本

村が所有する施設総量（延床面積）を、令和 14（2032）年度までに約 3%縮減することを目指します。（図表 5-4）

現在本村では、川上村新庁舎・防災センターの建設や川上村小学校の統合に向けて検討が進められていますが、今後、少子高齢化や人口減少という社会構造変化のもと、公共施設の建替えや大規模改造、長寿命化改修などの際には、施設規模の最適化に留意して検討を進め、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく予防保全的管理を行い、公共建築物の長寿命化を図り、維持・更新コストの縮減につなげていきます。（図表 5-5）

◆図表 5-4 各計画等における削減検討数量（令和 14（2032）年度まで）

計画	取り壊し等		継続検討		計	
	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)
川上村公共施設 個別施設計画	7	1,605.15	1	116.64	8	1,721.79
川上村公営住宅等 長寿命化計画	-	-	-	-	-	-
計	7	1,605.15	1	116.64	8	1,721.79

◆図表 5-5 維持・更新コストの縮減 1

川上村公共施設 個別施設計画	従来型	中・長期計画 (長寿命化型)	削減額	川上村公営住宅等 長寿命化計画	LCC 縮減効果
40(2020～2059)年間の 年平均	6.7 億円/年	6.0 億円/年	0.7 億円/年	10(2013～2022)年間の 年平均	94 千円/年
40(2020～2059)年間の 総額	266.9 億円	238.7 億円	28.2 億円	10(2013～2022)年間の 総額	944 千円

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管、林道、林道橋を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

◆図表 5-6 維持・更新コストの縮減 2

川上村橋梁長寿命化 修繕計画	事後保全型	予防保全型	削減額
73(2017～2089)年間の 年平均	0.5 億円/年	0.3 億円/年	0.2 億円/年
73(2017～2089)年間の 総額	37.2 億円	22.1 億円	15.0 億円

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する専任部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

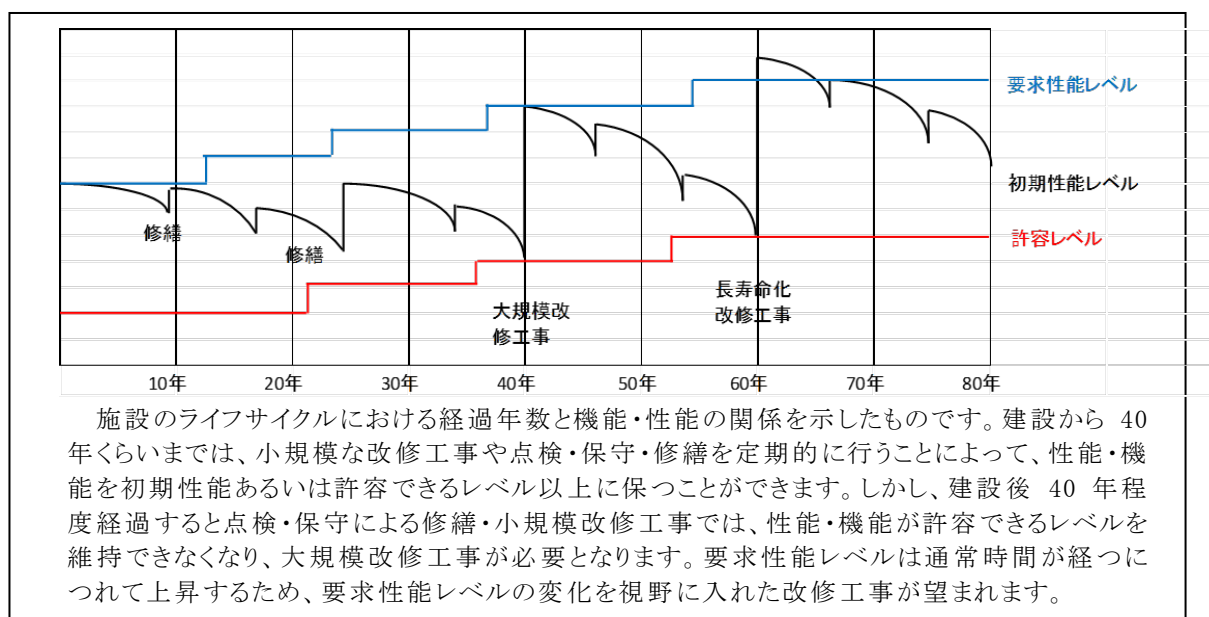
耐震化未実施施設については、「(3)安全確保の実施方針」に基づき、利用、効用等の高い施設については、構造物の耐震性ほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても十分検討を行い、施設利用者の安全の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、財政状況を鑑みて、計画的に防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共建築物については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に実施し、公共建築物を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、「川上村公営住宅等長寿命化計画」、「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、公共建築物の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「川上村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-7 長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザイン※のまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に集約、転用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「川上村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

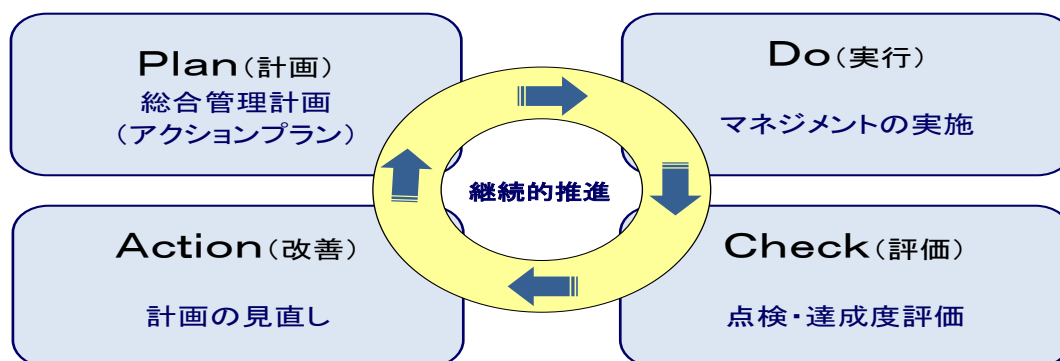
計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 P D C Aサイクルの推進

本計画は、「川上村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するための進捗管理と点検評価のP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方に基づき計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-8 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 公共建築物の保有状況（再掲）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	6,235.06	公民館、分館
	文化施設	4,438.89	農村総合文化施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,057.88	屋内ゲートボール場、村民体育館等
	レクリエーション施設・観光施設	2,412.36	廻り目平キャンプ場、金峰山小屋等
産業系施設	産業系施設	1,233.40	林業総合センター等
学校教育系施設	学校	16,736.80	川上第一・第二小学校、川上中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,707.62	かわかみ保育園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,416.24	デイサービスセンター等
	その他 社会保険施設	2,990.00	ヘルシーパークかわかみ
医療施設	医療施設	657.50	川上村診療所
行政系施設	庁舎等	1,172.99	役場庁舎
	消防施設	1,276.17	消防団詰所等
	その他 行政系施設	614.32	役場倉庫、村営バス車庫等
村営住宅	村営住宅	5,383.43	特定公共賃貸住宅等
その他	その他	3,500.42	教員住宅、上地区児童クラブ等
合 計		53,833.08	

(1) 文化系施設

本村では、各地域に公民館や農村総合文化施設等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。各地域公民館は地域での維持管理が必要不可欠であるため、指定管理者制度の導入等を検討します。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	9 施設	延床面積	6,235.06 ㎡
対 象 施 設	中央公民館、川端下分館、梓山分館、秋山分館、新居倉分館、大深山分館、原分館、御所平分館、樋沢分館				
区 分	文化施設	施設数	1 施設	延床面積	4,438.89 ㎡
対 象 施 設	川上村農村総合文化施設				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、各地区公民館等、集会施設 7 施設で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

集会施設は、昭和 40 年～50 年代に建設されたものが多く、今後、建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として川上村村民体育館、大深山運動公園、柔剣道場、マレットゴルフ場クラブハウス 3 施設、屋内ゲートボール場 3 施設を保有しています。川上村村民体育館は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、大規模な修繕が必要になると考えられます。

レクリエーション施設・観光施設としては、廻り目平キャンプ場等を保有しています。築後 30 年以上の施設が多く、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	9 施設	延床面積	4,057.88 m ²
対 象 施 設	川上村村民体育館、大深山運動公園、柔剣道場、秋山マレットゴルフ場クラブハウス、藤塚マレットゴルフ場クラブハウス、遺跡マレットゴルフ場、居倉屋内ゲートボール場、原屋内ゲートボール場、大深山屋内ゲートボール場				
区 分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	6 施設	延床面積	2,412.36 m ²
対 象 施 設	金峰山小屋、高登谷高原、ふれあいの森、廻り目平キャンプ場、レタ助フレンドパーク(休憩所)、梓湖村民グラウンド(管理棟)				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、廻り目平キャンプ場の建物の一部で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

昭和 50～60 年代に建てられた施設が多いことから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。

(3) 産業系施設

産業系施設として川上村林業後継者研修センター、川上村林業総合センター、マルシェ事務所の3施設を保有しています。

川上村林業後継者研修センターは、建設されてから30年以上が経過しているため、大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 産業系施設の保有状況

産業系施設					
区 分	産業系施設	施設数	3 施設	延床面積	1,233.40 m ²
対 象 施 設	川上村林業後継者研修センター、川上村林業総合センター、マルシェ事務所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。 川上村林業後継者研修センターは昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設については危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。 【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。 【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討すること考えられます。					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、中学校 1 施設、小学校 2 施設、保育園 1 施設を保有しています。小中一貫教育の推進と小学校校舎の老朽化、将来の児童数を見据え、第一と第二小学校の統合小学校の建設に向けて、具体的な規模や必要な施設などの検討を進めます。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	3 施設	延床面積	16,736.80 m ²
対 象 施 設	川上中学校、川上第一小学校、川上第二小学校 (校舎、体育館、給食棟等)				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	1,707.62 m ²
対 象 施 設	村立かわかみ保育園				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。 生徒、児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。 【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 生徒、児童、園児の安全な環境を維持することを最優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。 【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 学校施設は、児童生徒の学びの場としてだけでなく、避難所施設、地域コミュニティの場であることなどを踏まえ、改修の際は、児童生徒や教職員だけでなく、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。 【統合や廃止の推進方針】 小中学校の学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、二つの小学校の統合化や小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方を検討します。					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設 2 施設、その他社会保険施設 1 施設、医療施設 1 施設を保有しています。

川上村診療所については、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	1,416.24 m ²
対 象 施 設	生きがいふれあいセンター、川上村デイサービスセンター				
区 分	その他社会保険施設	施設数	1 施設	延床面積	2,990.00 m ²
対 象 施 設	ヘルシーパークかわかみ中央棟				
医療施設					
区 分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	657.50 m ²
対 象 施 設	川上村診療所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。医療施設については、維持修繕にかかる費用を軽減するため、継続的な点検・診断を実施します。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。 【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。 【統合や廃止の推進方針】 各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。					

(6) 行政系施設

新庁舎・防災センターは、将来的な災害に対する備えとしての設備とともに、子供や高齢者、そして外国人等を含めたすべての方が安心して便利に利用できる施設として整備を目指します。その他のものも今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	1, 172. 99 m ²
対 象 施 設	川上村役場				
区 分	消防施設	施設数	15 施設	延床面積	1, 276. 17 m ²
対 象 施 設	川端下分団詰所、梓山分団詰所、秋山分団詰所、居倉分団詰所、大深山分団詰所、原分団詰所、御所平分団詰所、樋沢分団詰所、梓山水防倉庫、秋山水防倉庫、居倉水防倉庫、大深山水防倉庫、御所平水防倉庫、樋沢水防倉庫、御所平第三ポンプ車庫				
区 分	その他行政系施設	施設数	4 施設	延床面積	614. 32 m ²
対 象 施 設	川上村役場（倉庫）、村営バス車庫（大深山車庫・川端下車庫）、除・融雪対策車庫				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。

昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設のうち、水防倉庫 3 施設で耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

多数の人が利用する建物については、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設とするため、施設の現状や利用状況に応じてトイレの高機能化、洋式化、多目的トイレの設置、多言語表記案内施設の整備等の対応を行います。

【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

(7) 村営住宅

本村が管理する村営住宅のうち、建設されてから 30 年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。20 年以上が経過しているものも、今後 10 年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物（村営住宅）の保有状況

村営住宅					
区 分	村営住宅	施設数	30 施設	延床面積	5,383.43 ㎡
対 象 施 設	男坂地域特別賃貸住宅、きわだ坂公営住宅、厚生住宅、特定公共賃貸住宅、本郷公営住宅、村単独住宅、室屋地域特別賃貸住宅、若者定住者促進住宅居倉団地、地域優良賃貸住宅（原団地）				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。

昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、きわだ坂公営住宅 1 号・2 号、厚生住宅 1 号棟・2 号棟、本郷公営住宅 1～3 号の 7 施設で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検の結果を踏まえ、早期の段階で予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【長寿命化の実施方針】

予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、「川上村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進め、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合等推進方針】

老朽化が著しい住宅については、住宅需要と住民ニーズを踏まえ、「川上村公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に修繕、建て替え、除却等の対策を実施し、快適な居住水準の向上と安全で安心な公営住宅の供給を推進します。

(8) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他					
区 分	その他施設	施設数	22 施設	延床面積	3,500.42 m ²
対 象 施 設	駐在員住宅、医師住宅、旧中学校校長住宅、旧第一小学校校長住宅、旧教員住宅（災害住宅）、梓山公衆便所、御所平公衆便所、秋山公衆便所、林業者専用住宅、林業者住宅作業棟、第二小学校校長住宅、教頭住宅、教員住宅、第二小学校教員住宅、上地区児童クラブ、考古館、水道倉庫、社会福祉協議会職員宿舎				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。

小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行います。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。

【安全確保の実施方針】

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から「川上村公共施設個別施設計画」に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。

その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

(9) インフラ施設

ア. 道路

本村における村道の総延長は約 600,349m、舗装率は 46.5%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

高齢者、障がい者、外国人等様々な人が使いやすく、移動しやすい基盤整備（連続的かつ面的なバリアフリー化）を推進します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ. 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「川上村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「川上村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ. 上下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 林道・林道橋りょう

林業の生産性の向上や森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

川上村公共施設等総合管理計画

令和3年3月

発行者 長野県南佐久郡川上村総務課

〒384-1405 南佐久郡川上村大字大深山 525

TEL 0267-97-2121 FAX 0267-97-2125

メールアドレス gyousei@vill.kawakami.nagano.jp

ホームページ <http://www.vill.kawakami.nagano.jp/>